



伝統的工芸品産業審議会の意見をきいて、その指定を解除することができる。

6 第四項の規定は、伝統的工芸品の指定の解除について準用する。

(振興計画の作成等)

第三条 伝統的工芸品を製造する事業者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合、協同組合連合会、商工組合その他の政令で定める法人(以下「協同組合等」という。)は、伝統的工芸品産業に関する振興計画(以下「振興計画」という。)を作成し、これを都道府県知事(当該振興計画に係る伝統的工芸品の製造される地域の全部が指定都市の区域に属する場合には、当該指定都市の長。以下同じ。)を経由して通商産業大臣に提出し、当該振興計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 都道府県知事は、前項の振興計画を受理したときは、これを検討し、意見を附して、通商産業大臣に送付するものとする。

3 前二項に規定するもののほか、振興計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(振興計画の内容)

第四条 振興計画には、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 従事者の後継者の確保及び育成並びに従事者の研修に関する事項

二 技術又は技法の継承及び改善その他品質の維持及び改善に関する事項

三 原材料の確保及び原材料についての研究に関する事項

四 需要の開拓に関する事項

五 作業場その他作業環境の改善に関する事項

六 原材料の共同購入、製品の共同販売その他事業の共同化に関する事項

七 品質の表示、消費者への適正な情報の提供等に関する事項

八 老齢者である従事者、技術に熟練した従事者その他の従事者の福利厚生に関する事項

九 その他伝統的工芸品産業の振興を図るために必要な事項

(認定振興計画の実施に要する経費の補助)

第五条 国及び地方公共団体は、第三条第一項の認定を受けた振興計画(以下「認定振興計画」という。)に基づく事業を実施するのに必要な経費の一部を補助することができる。

(認定振興計画の実施に要する資金の確保等)

第六条 国及び地方公共団体は、認定振興計画に基づく事業を実施するのに必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

(税制上の措置)

第七条 国及び地方公共団体は、認定振興計画に基づく事業を実施するため税制上必要な措置を講ずるものとする。

(税制上の措置)

第八条 協同組合等は、その直接又は間接の構成員である伝統的工芸品を製造する事業者の製造する伝統的工芸品について、伝統的工芸品として指定されているものであることの表示を附すことができる。

(報告の微収)

第九条 通商産業大臣は、伝統的工芸品を製造する事業者に対し、伝統的工芸品産業の振興に必要な指導及び助言をすることができる。

(報告の微収)

第十条 通商産業大臣又は都道府県知事は、認定振興計画に基づく事業を実施している協同組合等に対し、その実施状況について報告を求める

(報告の微収)

第十二条 協同組合等は、伝統的工芸品産業の振興に資することを目的とする伝統的工芸品産業振興協会(以下「協会」という。)と称する全国を通じて一個の民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定による法人を設立することができる。

(協会の業務)

第十三条 協会は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行なう。

一 伝統的工芸品の製造の事業に関する経営の改善及び合理化その他当該事業の健全な経営

二 展示会の開催その他需要の開拓を行なうこと。

三 会員に対し、伝統的工芸品に関する需要の状況、製造の技術又は技法、原材料等について

一 調査、研究及び指導を行なうこと。

二 情報の提供を行なうこと。

三 指導、助言等を行なうこと。

四 振興計画の作成及びその実施について指

導、助言等を行なうこと。

五 伝統的工芸品の原材料、製造過程、品質等の改善に関する研究を行なうこと。

六 伝統的工芸品の品質の表示について指導、助言等を行なうこと。

(伝統的工芸品産業審議会)

第十二条 通商産業省に、附属機関として、伝統的工芸品産業審議会(以下この条において「審

議会」という。)を置く。

2 審議会は、この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、通商産業大臣の諮問に応じ、伝統的工芸品産業に関する重要な事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し通商産業大臣に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

5 委員は、伝統的工芸品産業に関し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

6 委員の任期は、二年とする。

7 委員は、非常勤とする。

8 第四項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(伝統的工芸品産業振興協会の設立)

第十二条 協同組合等は、伝統的工芸品産業の振興に資することを目的とする伝統的工芸品産業振興協会(以下「協会」という。)と称する全国を通じて一個の民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定による法人を設立することができる。

(協会の業務)

第十三条 協会は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行なう。

一 伝統的工芸品の製造の事業に関する経営の改善及び合理化その他当該事業の健全な経営

二 展示会の開催その他需要の開拓を行なうこと。

三 会員に対し、伝統的工芸品に関する需要の状況、製造の技術又は技法、原材料等について

一 調査、研究及び指導を行なうこと。

二 情報の提供を行なうこと。

三 指導、助言等を行なうこと。

四 振興計画の作成及びその実施について指

導、助言等を行なうこと。

五 伝統的工芸品の原材料、製造過程、品質等の改善に関する研究を行なうこと。

六 伝統的工芸品の品質の表示について指導、助言等を行なうこと。

伝統的工芸品産業審議会

伝統的工芸品

産業に関する重要な事項を調査審議すること。

七 伝統的工芸品に関する資料の収集及び調査を行なうこと。

八 その他協会の目的を達成するため必要な業務を行なうこと。

九 伝統的工芸品産業の振興を図るために必要な事項

(名称の使用制限)

第十四条 協会でない者は、伝統的工芸品産業振興協会という名称を用いてはならない。

(協会に対する補助)

第十五条 国及び地方公共団体は、協会に対し、第十三条の業務を行なうのに必要な経費の一部を補助することができる。

(罰則)

第十六条 第十条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して同項の刑を科する。

3 第十四条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現にその名称中に伝統的工芸品産業振興協会といふ名称を用いている者については、第十四条の規定は、この法律の施行の日から六月間は、適用しない。

3 (通商産業省設置法の一部改正)

3 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表中織維工業審議会の項の次に次のように加える。

### 理由

一定の地域で主として伝統的な技術又は技法等を用いて製造される伝統的工芸品が、民衆の生活中ではぐくまれ受け継がれてきたこと及び将来もそれが存在し続ける基盤があることにかんがみ、国民の生活に豊かさと潤いを与えるとともに地域経済の発展に寄与し、国民経済の健全な発展に資するため、このような伝統的工芸品の産業の振興を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約一億六千万円の見込である。

○濱野委員長 提出者より提案理由の説明を聴取いたしました。田中六助君。  
○田中(六)議員 伝統的工芸品産業の振興に関する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。  
御承認のとおり、わが国においては、古来、数多くの伝統的工芸品の産業が存在し、民衆の生活中ではぐくまれ、受け継がれてまいりました。しかし、近年、社会経済情勢の変化により、これらの伝統的工芸品の産業は、幾多の困難に直面し、後継者の確保難、原材料の入手難、さらには伝統的な技術に対する情熱があつてこそ、初めて維持、発展し得るものであり、一たび崩壊した場合、その再興はきわめて困難なものと申さなくてはなりません。

伝統的工芸品は、国民の消費生活を多様化し、豊かさと潤いを与えるものであり、最近は、国民

各層に伝統的工芸品のよさがあらためて見直され、伝統的工芸品の産業に対する関心が急速に高まっているのであります。また、その維持、発展をはかることは、きわめて重要な政策課題となつてゐる所以です。

従来、伝統的工芸品の産業に対しては、ごく一部、文化財保護施策の対象となるものを除き、一般的な中小企業施策の対象になつてゐるもの、伝統的工芸品産業の実情に即した特別の施策は皆無にひとしい状態で推移してまいりましたが、この際、伝統的工芸品に対する国民の関心の高まりを踏まえ、かつ、伝統的工芸品産業の特質と実情にかんがみ、その振興をはかるため、本案を提案した次第であります。

次に、本案のおもな内容について御説明申し上げます。  
第一に、通商産業大臣は、伝統的工芸品産業審議会の意見を聞いて、主として日常生活用に供され、その製造過程の主要部分が手工業的であり、伝統的工芸品または技法により、伝統的に使用されてきた原材料を主として用い、一定の地域において少なくない数の者によって製造される工芸品を伝統的工芸品として指定するものとすることです。

第二に、伝統的工芸品の製造事業者を構成員とする事業協同組合等は、伝統的工芸品産業に関する振興計画を作成し、これを都道府県知事または指定都市の長を経由して通商産業大臣に提出し、その振興計画が適当である旨の認定を受けることができる 것입니다。

第三に、伝統的工芸品産業に関する振興計画には、従事者の後継者の確保、技術または技法の継承、原材料の確保、需要の開拓、作業環境の改善等、伝統的工芸品産業の振興をはかるため必要な事項について定めるものとします。

第四に、国及び地方公共団体は、認定を受けた

振興計画に基づく事業を実施する事業協同組合等に対し、その事業を実施するのに必要な経費の一部を補助することができるほか、必要な資金の確

保またはその融通のあつせんにつとめ、税制上必要な措置を講ずることであります。

その他、伝統的工芸品として指定されている旨の表示、伝統的工芸品産業審議会の設置、伝統的工芸品産業振興協会の設立等について定め、この法律は昭和四十九年四月一日から施行することとしております。

以上が本案の提案理由及びその要旨であります。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

附則第三条第二項中「百万円」を「百五十万円」に改める。

附則第四条中「三百万円」を「五百萬円」に改める。

附則第三条中「二千五百万円」を「五千万円」に、「七千万円」を「一億円」に改める。

附則第四条中「三百万円」を「五百萬円」に改める。

附則第三条中「二千五百万円」を「五千万円」に改める。

「五百万円」に改める。

「百五十万円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 中小企業信用保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第五十三号)の一部を次のよう改訂する。

附則第三条第二項中「百万円」を「百五十万円」に改める。

附則第四条中「三百万円」を「五百萬円」に改める。

附則第三条中「二千五百万円」を「五千万円」に改める。

### 理由

中小企業信用保険について、普通保険、無担保保険及び特別小口保険の付保限度額を引き上げることともに、倒産関連中小企業者の範囲を拡大し

て、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### 特定織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

特定織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律 (昭和四十二年法律第八十二号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 織維工業構造改善臨時措置法

目次中「特定織維工業」を「織維工業」に改め

第一条及び第二条を次のように改める。

#### (目的)

第一条 この法律は、織維工業の経済的諸条件の著しい変化に対処して、その健全な発展を図るために、織維工業における新商品又は新技術の開発、設備の近代化及び生産又は経営の規模又は方式の適正化等を促進するための措置を講ずることにより、その構造改善を推進し、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「織維工業」とは、次に掲げる織維製品の製造（加工を含む。）の事業をいう。

一 編糸、麻糸、毛糸、綿糸及び化学織維糸（羊毛トップその他の政令で定める半製品を含む。）

二 織物、メリヤス生地、レース生地、不織布及びフルート

二 織製品、メリヤス製品、レース製品その他

の政令で定める織維製品

2 この法律において「織維事業者」とは、織維工業に属する事業を営む者をいう。

第一章を次のように改める。

### 第二章 織維工業の構造改善

#### （基本指針）

第三条 通商産業大臣は、織維工業審議会の意見を聽いて、織維工業の構造改善を図るための織維事業者に対する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。

#### 一 新商品又は新技術の開発に関する事項

#### 二 設備の近代化に関する事項

三 生産又は経営の規模又は方式の適正化に関する事項

#### 四 取引関係の改善に関する事項

五 その他織維工業の構造改善に関する重要な事項

3 通商産業大臣は、第一項の規定により基本指針を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。

#### （構造改善事業計画の承認）

第四条 次の各号に掲げる者は、遅滞なく、その行う事業相互の関連性に關し通商産業省令で定める要件に該当するものは、当該各号に掲げる者が

行う織維工業に属する事業（第一号に規定する組合又は連合会にあつては、その直接又は間接の構成員（以下「構成員」という。）たる織維事業者）が行う織維工業に属する事業（特定組合にあつては、構成員たる織維事業者が行う織維工業に属する事業を含む。）に關し、構造改善事業計画を作成し、これを通商産業大臣に提出して、その構造改善事業計画が適正である旨の承認を受けたことが可能である。

3 一又は三の織維事業者であつて、その行う事業相互の関連性に關し通商産業省令で定める要件に該当するものは、資本の額若しくは出資の総額の大部分を出資して会社を設立し、又は合併し、当該織維事業者が行う織維工業に属する事業に關し、構造改善事業を実施しようとするときは、構造改善事業計画を作成し、これを通商産業大臣に提出して、その構造改善事業計画が適正である旨の承認を受けることができる。

2 通商産業大臣は、前条第一項から第三項までの承認を受けた者が当該承認に係る構造改善事業計画（前項の規定による変更の承認があつたときは、当該承認に係る構造改善事業計画を変更しようとするときは、通商産業大臣の承認を受けるなければならない。

3 一又は三の織維事業者であつて、その行う事業相互の関連性に關し通商産業省令で定める要件に該当するものは、当該各号に掲げる者が行う織維工業に属する事業（第一号に規定する組合又は連合会にあつては、その直接又は間接の構成員（以下「構成員」という。）たる織維事業者）が行う織維工業に属する事業（特定組合にあつては、構成員たる織維事業者が行う織維工業に属する事業を含む。）に關し、構造改善事業計画を作成し、これを通商産業大臣に提出して、その構造改善事業計画が適正である旨の承認を受けたことが可能である。

2 通商産業大臣は、前条第一項から第三項までの承認を受けた者が当該承認に係る構造改善事業計画（前項の規定による変更の承認があつたときは、当該承認に係る構造改善事業計画を変更しようとするときは、通商産業大臣の承認を受けるなければならない。

3 前条第五項の規定は、第一項の承認に準用する。

（構造改善事業計画の変更等）

第五条 前条第一項から第三項までの承認を受けた者は、当該承認に係る構造改善事業計画を変更しようとするときは、通商産業大臣の承認を受けるなければならない。

2 通商産業大臣は、前条第一項から第三項までの承認を受けた者が当該承認に係る構造改善事業計画（前項の規定による変更の承認があつたときは、当該承認に係る構造改善事業計画を変更しようとするときは、通商産業大臣の承認を受けるなければならない。

3 前条第五項の規定は、第一項の承認に準用する。

四 特定組合が構造改善事業を実施する場合に

おいて、必要な試験研究費に充てるため組合員に対し負担金の賦課をしようとするとき

（織維製品の販売の事業を主たる事業として営む者を含む。以下同じ。）である。

二 特定組合及び企業組合等（織維事業者たる者を含む。以下同じ。）である。

第六条 政府は、承認計画に従つて構造改善事業計画（前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認計画」という。）に従つて構造改善事業を実施していなことを認めるときは、当該承認を取り消すことができない。

3 前条第五項の規定は、第一項の承認に準用する。

（資金の確保）

第六条 政府は、承認計画に従つて構造改善事業計画（前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認計画」という。）に従つて構造改善事業を実施するのに必要な資金のあつせんに努めるものとする。

第七条 特定組合の構成員たる織維事業者のうち、中小企業者（中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第六十四号）第二条第一号及び

三号から第五号までに掲げる者をいう。)であつて承認計画に従つて構造改善事業を実施するものは、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、その有する固定資産について特別償却をすることができる。

2 特定組合が承認計画で定める賦課の基準に基づいて、その組合員に対し、試験研究の実施に必要な機械装置(工具、器具及び備品を含む)を取得し、又は製作するための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、組合員が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、その負担金について特別償却をすることができる。

(指導及び助言)

第八条 通商産業大臣は、織維工業の構造改善を図るために必要なと認めるとときは、織維事業者又は特定組合に対し、基本指針に定める事項について指導及び助言を行ふものとする。

(小規模織維事業者への配慮)

第九条 政府は、織維工業の構造改善を図るために必要な資金の確保又はその融通のあつせん、技術指導その他の施策を講ずるに当たつては、小規模の織維事業者に対し特別の配慮をするものとする。

(転換の指導等)

第十条 通商産業大臣は、輸入の増大、需要の減退等による織維製品の需給構造の変動その他の経済的事情の変化により事業活動に支障を生じている織維事業者から織維工業以外の事業分野への事業の転換を行おうとする旨の申出があつたときは、当該織維事業者に対しその事業の転換を円滑に行なうことができるようにするため必要な指導を行うものとする。

2 政府は、必要があると認めるときは、前項に規定する事業の転換のために必要な資金の確保

該転換に係る事業の従事者の就職を容易にするため必要な援助に努めるものとする。

第十二条から第二十条まで 削除

第二十一条を次のように改める。

(目的)

第二十一条 織維工業構造改善事業協会(以下「協会」という。)は、織維工業における新商品又は新技術の開発、設備の近代化及び生産又は

経営の規模又は方式の適正化の促進その他の織

維工業の構造改善に関する業務を行ふことを目

的とする。

第四十条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 織維工業に属する事業に係る構造改善事業に必要な資金の借入れに係る債務の保証

第四十条第一項中第一号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 内外における織維製品の生産、流通及び消費に関する情報の収集、処理及び提供

第六十三条 第五十九条の規定による報告をせ

る。

三 織維事業者に対する技術指導に関する事業

であつて特定組合が行うものに必要な資金に充てるための助成金の交付及び織維事業者に対する技術指導

第六十三条を次のように改める。

第六十三条 第五十九条の規定による報告をせ

る。

四 内外における織維製品の生産、流通及び消

費に関する情報の収集、処理及び提供

第六十三条 第五十九条の規定による報告をせ

る。

「及び第四号に掲げる」に、「前条第一項に規定する者その他織維工業に属する事業を営む者」を「織維事業者」に改める。

第五十八条第一号中「第四十一条第一項」を「第四十条第一項、第四十一条第一項」に改める。

第五十九条から第六十一条までを次のように改める。

第六十条及び第六十一条 削除

第六十二条中「三万円」を「五万円」に改める。

第六十三条を次のように改める。

第六十三条 第五十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五万円以下の罰金に処する。

第六十四条 第二項第一号及び第四号」に、「及び行おう」に改める。

第六十五条 第二項中「第四十条第一項第四号」に、「並びにこれら」に、「行なわれる」を「行われる」に改める。

第六十六条 第二項を削る。

第六十七条 第二項第十三号を次のように改める。

第六十八条 第二項第十三号を次のように改める。

第六十九条 第二項第一号及び第四号」に、「及び行おう」に改める。

第六十条第一項第二号及び第四号」に、「及び行おう」に改める。

第六十一条 第二項第一号及び第四号」に、「及び行おう」に改める。

第六十二条 第二項第一号及び第四号」に、「及び行おう」に改める。

第六十三条 第二項第一号及び第四号」に、「及び行おう」に改める。

第六十四条 第二項第一号及び第四号」に、「及び行おう」に改める。

第六十五条 第二項第一号及び第四号」に、「及び行おう」に改める。

第六十六条 第二項第一号及び第四号」に、「及び行おう」に改める。

第六十七条 第二項第一号及び第四号」に、「及び行おう」に改める。

第六十八条 第二項第一号及び第四号」に、「及び行おう」に改める。

第六十九条 第二項第一号及び第四号」に、「及び行おう」に改める。

第七十条 第二項第一号及び第四号」に、「及び行おう」に改める。

第七十一条 第二項第一号及び第四号」に、「及び行おう」に改める。

第七十二条 第二項第一号及び第四号」に、「及び行おう」に改める。

第七十三条 第二項第一号及び第四号」に、「及び行おう」に改める。

第七十四条 第二項第一号及び第四号」に、「及び行おう」に改める。

第七十五条 第二項第一号及び第四号」に、「及び行おう」に改める。

第七十六条 第二項第一号及び第四号」に、「及び行おう」に改める。

第七十七条 第二項第一号及び第四号」に、「及び行おう」に改める。

第七十八条 第二項第一号及び第四号」に、「及び行おう」に改める。

第七十九条 第二項第一号及び第四号」に、「及び行おう」に改める。

第八十条 第二項第一号及び第四号」に、「及び行おう」に改める。

第八十一条 第二項第一号及び第四号」に、「及び行おう」に改める。

第八十二条 第二項第一号及び第四号」に、「及び行おう」に改める。

第八十三条 第二項第一号及び第四号」に、「及び行おう」に改める。

商工組合、メリヤス製造業商工組合連合会若しくは特定染色業団体から出えんされた金額は、改正後の織維工業構造改善臨時措置法(以下「新法」という。)第四十二条第一項の信用基金に充てるべきものとして、それぞれ、政府から出資され、又はこれらの者から出えんされたものとみなす。

織維工業構造改善事業協会は、新法第四十二条第一項の信用基金を旧法第四十条第一項第一号に規定する資金の借入れに係る保証債務の弁済に充てることができる。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第六百八十六条第二項第十三号を次のように改める。

第六十二条 第二項第一号及び第四号」に、「及び行おう」に改める。

第六十三条 第二項第一号及び第四号」に、「及び行おう」に改める。

第六十四条 第二項第一号及び第四号」に、「及び行おう」に改める。

第六十五条 第二項第一号及び第四号」に、「及び行おう」に改める。

第六十六条 第二項第一号及び第四号」に、「及び行おう」に改める。

第六十七条 第二項第一号及び第四号」に、「及び行おう」に改める。

第六十八条 第二項第一号及び第四号」に、「及び行おう」に改める。

第六十九条 第二項第一号及び第四号」に、「及び行おう」に改める。

第七十条 第二項第一号及び第四号」に、「及び行おう」に改める。

第七十一条 第二項第一号及び第四号」に、「及び行おう」に改める。

第七十二条 第二項第一号及び第四号」に、「及び行おう」に改める。

第七十三条 第二項第一号及び第四号」に、「及び行おう」に改める。

第七十四条 第二項第一号及び第四号」に、「及び行おう」に改める。

第七十五条 第二項第一号及び第四号」に、「及び行おう」に改める。

第七十六条 第二項第一号及び第四号」に、「及び行おう」に改める。

第七十七条 第二項第一号及び第四号」に、「及び行おう」に改める。

第七十八条 第二項第一号及び第四号」に、「及び行おう」に改める。

第七十九条 第二項第一号及び第四号」に、「及び行おう」に改める。

第八十条 第二項第一号及び第四号」に、「及び行おう」に改める。

第八十一条 第二項第一号及び第四号」に、「及び行おう」に改める。

第八十二条 第二項第一号及び第四号」に、「及び行おう」に改める。

第八十三条 第二項第一号及び第四号」に、「及び行おう」に改める。

第八十四条 第二項第一号及び第四号」に、「及び行おう」に改める。

第八十五条 第二項第一号及び第四号」に、「及び行おう」に改める。

第八十六条 第二項第一号及び第四号」に、「及び行おう」に改める。

第八十七条 第二項第一号及び第四号」に、「及び行おう」に改める。

第八十八条 第二項第一号及び第四号」に、「及び行おう」に改める。

五

の固定資産税に限り、当該機械設備等に係る

固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

第五条 前条の規定による改正後の地方税法第五百八十六条第二項第十三号の規定中土地に対し課する特別土地保有税に關する部分は、昭和五十年度分から適用し、昭和四十九年度分についても、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の地方税法第五百八十六条第二項第十三号の規定中土地の取得について課する特別土地保有税に關する部分は、この法律の施行の日以後の土地の取得に對して課する特別

土地区保有税については、なお従前の例による。

3 前条の規定による改正後の地方税法附則第十

五条第十二項の規定は、この法律の施行の日以後において新設された同項に規定する機械設備等について、昭和五十年度分の固定資産税から適用する。

(関税暫定措置法の一部改正)

第六条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第八条の四第五項中「特定織維工業構造臨時措置法」を「織維工業構造改善臨時措置法」に改める。

(法人税法の一部改正)

第八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中「特定織維工業構造改善臨時措置法」を「織維工業構造改善臨時措置法」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第九条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「特定織維工業構造改善臨時措置法」を「織維工業構造改善臨時措置法」に改め

る。

#### 理由

最近における織維工業の經濟的諸条件の著しい変化にかんがみ、紡績、織布、染色整理、縫製等の事業分野に属する事業者の連けいによる新商品又は新技術の開発、設備の近代化及び生産又は經營の規模又は方式の適正化等を促進するための措置を講ずることにより、織維工業の構造改善を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○中曾根国務大臣 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

中小企業信用補完制度は、創設以来一貫して発展を遂げ、現在二兆八千億円を上回る保険規模に達し、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にすることによって大きな役割を果たしているところであります。

しかしながら、最近における中小企業を取り巻く内外の環境は、急速に変化し、かつ、きびしさを増しつつあり、それに伴い信用補完制度においても中小企業者の現実の資金需要に十分対応できない面が出てまいっています。

本法律案は、このような観点から中小企業信用保険法の一部を改正しようとするものであります

が、その概要是、次のとおりであります。

第一は、保険限度額の引き上げであります。

最近の中小企業者の資金需要の大口化傾向に対応して、中小企業者一人当たりの保険限度額を普通保険について現行の三千五百円(組合の場合七千円)から五千万円(組合の場合一億円)に、無担保保険について三百万円から五百万円に、さらに特別小口保険につきましても、小規

模企業層の資金確保の円滑化をはかるため、現行の百万円から一百五十万円に引き上げることとしています。

第二は、現行法の倒産関連中小企業者の範囲を拡大することであります。

すなわち、現行の倒産関連中小企業者に関する特例は、主として親事業者の倒産または操業短縮といったような場合に、その取引の相手方である中小企業者を救済する趣旨のもとに規定されています。

今般の改正は、以上のよう取引先の事情とは別に、原材料等の供給の減少とか、製品の需要の減少とかいった原因により、その業種に属する中小企業者の相当部分の経営が不安定になつて、倒産関連の特例の対象としようとするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、特定織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

織維工業につきましては、これまで特定織維工業構造改善臨時措置法に基づきまして、紡績業及び織布業につきましては昭和四十二年度から、メリヤス製造業及び染色整理業につきましては昭和四十四年度から、設備の近代化、過剰設備の処理、生産または経営の規模の適正化等を目的とする新しい構造改善事業を実施してまいりました。

この間これらの業種における構造改善は、設備

の近代化、過剰設備の処理等の面においてはかなりの成果をあげてまいりましたが、織維工業全体

を見ますと、なお、企業数の過多及び企業規模の過小の事態が依然として解消していないこと、また、紡績から縫製等の最終製品の製造加工に至る

までの製造加工工程が長く、かつ、それらの各工

程が別々の業種によってになわれているため、消費者情報が各製造加工工程の商品生産に十分反映

されず、消費者のニーズに即応した商品を供給するための体制が整備されていないという構造上の問題点を内包しております。

加えて、最近のわが国の織維工業をめぐる内外の環境は、まことにきびしいものがあります。すなわち、国際的には、東南アジア諸国を中心とする発展途上国の織維工業の急速な成長により、わが国織維工業の国際競争力は急速に低下しております。また、国内におきましては、労働力需給の逼迫による労働力不足、賃金の急上昇等によるコストの上昇等の諸問題に直面しているとともに、中小企業者を救援する趣旨のもとに規定されたものであります。

今般の改正は、以上のよう取引先の事情とは別に、原材料等の供給の減少とか、製品の需要の減少とかいった原因により、その業種に属する中小企業者の相当部分の経営が不安定になつて、倒産関連の特例の対象としようとするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、特定織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

織維工業につきましては、これまで特定織維工業構造改善臨時措置法に基づきまして、紡績業及び織布業につきましては昭和四十二年度から、メリヤス製造業及び染色整理業につきましては昭和四十四年度から、設備の近代化、過剰設備の処理、生産または経営の規模の適正化等を目的とする新しい構造改善事業を実施してまいりました。

この新しい構造改善対策は、昭和四十九年度から昭和五十三年度までの間行なうこととしておりましたが、その実施に必要な制度を整備するため、このたび、この法律案を提案いたしました次第であります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、法律の対象とする業種を從来の特定紡

織業、特定織布業、メリヤス製造業、特定染色業の四業種から織維工業全体に拡大することあります。なおこれに伴い、法律の題名を織維工業構造改善臨時措置法に改めることとしております。

第二は通商産業大臣が、織維工業の構造改善をはかるための織維事業者に対する基本指針を定めるとともに、従来の特定織維工業の構造改善に関する規定を改め、織維工業に属する事業を行なう者が、紡績、織布、染色整理、縫製等の各業種のうち他の業種に属する事業を行なう者と連携して、または二以上の業種に属する事業を行なう組合が単独で、新商品または新技術の開発、設備の近代化、生産または経営の規模または、方式の適正化等の構造改善に関する事業を行なおうとするときは、構造改善事業計算を作成し、通商産業大臣の承認を受けることができるものとしたこと

であります。

第三は、構造改善事業の推進に必要な助成措置を設けたことであります。つまり、構造改善事業計画に従つて構造改善事業を行なう者に対しては金融税制上の助成措置を講ずるほか、通商産業大臣が織維事業者等に対し必要に応じ指導及び助言を行なうこととしております。また、これらの施策を講ずるにあたっては、小規模織維事業者に対して特別の配慮をすることとしております。

第四は、経済的事情の変化により事業活動に支障を生じている織維事業者から事業の転換の申し出があったときは、通商産業大臣が必要な指導及び援助を行なうこととしたことであります。

第五は、織維工業構造改善事業協会の業務について、新しい構造改善事業の対象業種が織維工業の全業種に拡大されたことに伴い、債務の保証の対象を織維工業に属する事業にかかる構造改善事業に拡大するとともに、織維事業者に対する技術指導に関する業務及び織維製品に関する情報の収集、処理、提供の業務を追加し、設備の処理に関する業務を削ることであります。

第六は、新しい構造改善対策の実施期間にあわせて、法律の廃止期限を昭和五十四年六月三十日

までに五年間延長することであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、御賛同くださいます。

○濱野委員長 以上で各案についての提案理由の説明は終わりました。各案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

○濱野委員長 通商産業の基本施策に関する件、

○板川委員 大臣と公取委員長に伺いたいと思います。

○板川委員長 通商産業の基本施策に関する件、

○板川委員 個別的に、総合的に通商省が個々の業者に指導する権限がある、これは私を否定いたしません。しかし、通商省の任務と権限というものはあくまでも法律に基づかなくてはならないわけですが、たとえば設置法の第三条では「通商産業省は、左に掲げる国行政事務及び事業を一體的に遂行する責任を負う行政機関とする。」これはま

あ当然であります。いまの第三条の二号に「工業品の生産、流通及び消費の」「調整」ということがあります。これは大臣、価格までこれで調整可能だという論理は成り立たないと私は思いますが。これは生産の点、生産といつても生産数量そのものというよりも、たとえば設備投資を通して調整するとかいう権限ならこれで読めると思いま

す。かつて鉄鋼の自主操短といいますか、勧告操短というものがあった。しかし、これはそこまで読むのは独禁法上まずいということで、いわばそ

ういう取り扱いをしないで、法律に基づいた不況を指導で価格が決定できるという根拠があるのか、この点を伺つておきたいと思います。

○中曾根國務大臣 通商産業省設置法第四条第二十六号「所掌事務に係る物資に関する価格等の統制を行うこと。」それから第二条第一号「鉱產物及び工農品の生産、流通及び消費の増進、改善及び

調査並びに検査」の規定、こういふような条文がそれに關係する条文としてあります。第三条第一号の「鉱產物及び工農品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整並びに検査」の規定、この規定が行政指導の根拠であると思います。行政指導と申しますのは、要するに通商省が産業行政をやるにつきまして、公共福祉の観点に立つて個別業者を指導するということになります。これが私

の場合は公権力を背景にして公共の福祉というこ

とが目的で私益を及ぼすものではない、それから横断的に連携させるというものではない、総合的に個別企業に対し指導することである、そういう関係においてやみカルテルというようなものとは関係ないものであると考えます。

○板川委員長 通商産業の基本施策に関する件、

○板川委員 個別的に、総合的に通商省が個々の業者に指導する権限がある、これは私を否定いたしません。しかし、通商省の任務と権限というものはあくまでも法律に基づかなくてはならないわけですが、たとえば設置法の第三条では「通商産業省は、左に掲げる国行政事務及び事業を一體的に遂行する責任を負う行政機関とする。」これはま

あ当然であります。いまの第三条の二号に「工業品の生産、流通及び消費の」「調整」ということがあります。これは大臣、価格までこれで調整可能だといふ論理は成り立たないと私は思いますが。これは生産の点、生産といつても生産数量そのものというよりも、たとえば設備投資を通して調整するとかいう権限ならこれで読めると思いま

す。かつて鉄鋼の自主操短といいますか、勧告操短といふものがあった。しかし、これはそこまで読むのは独禁法上まずいということで、いわばそ

ういう取り扱いをしないで、法律に基づいた不況を指導で価格が決定できるという根拠があるのか、この点を伺つておきたいと思います。

○中曾根國務大臣 最初にお尋ねになつた問題点ですが、でありますから、二条二号といふことを指摘して、これが行政指導の根拠でありますと申し上げたわけであります。つまり「調整」と書いたあるわけであります。そこで、通商省としては、行政権を受けて公共の福祉を守つていく責任

があるわけだと思いますけれども、価格の問題につきましては、これは正常に経済が動いていふときは、國民經濟が非常に亂調子になつて、國民生活が危殆に瀕するというよなたとは条件が違うと思うのです。そういうよなに客観条件、經濟条件に応じて行政が出来得る限界といふものは、情勢によつて妥当性が秤量されるのではないと私は思うのです。そういうよなに客観条件、經濟条件に瀕するというよな場合には、行政が公共の福祉のために乗り出していく分野は広くなつて当然よろしいと思うのです。昨年のよな場合におきましては、灯油の値段あるいはLPGの値段といふよなものをこれ以上上げないようによつて個別的に指導し、それに対し企業が自由意志で服従していく、そういうよなことは指導として起り得ることであつて、強制することはできません。企業がそれに従わなかつた場合には、通産省としては法的効果を直接持つわけにはまいりません。しかし、公共の福祉全般を確保するためにこの企業はそれに従うということは、やはり行政権の発動として許される行為ではないか。それは独禁法によつて占領されていなき部面ではないか、私はそういうよな思います。

○板川委員 私は行政権を否定して言つてゐるわけではありません。しかし、行政行為もあくまで法的な根拠に基づいて行なわれなくてはいけないというのが第四条の規定だと思うのです。昨年のように石油の危機が突發的に起つた。これに對応する法律がない。したがつて、その場合にあつて、特に國民生活に重要な關係がある灯油の問題とか、そういった問題について通産大臣が行政的に指導される。おそらくこれまで、公取としても、これは独禁法上けしからぬといふことをいわゆられておるわけあります。原油の値段が九ドルになりますと、従来の石油価格では石油

関係企業が成り立つていかないよなことはわかれます。ですから、いざれ通産省が石油価格の改定について一つの考え方を持つだろうということはわかる。きのうの質問で通産大臣は、それを行政指導で行なうんだ、こういうことを言つた。他の法律がなければ別であります。現在は石油需給適正化法あるいは國民生活安定緊急措置法によって、標準価格を設けることができるといふよなになっておる。だから、その法律を用いておやりになつたほうがいいじゃないかといふのです。去年のように法律がないときには、灯油の問題で通産大臣が勧告をしても、これまで公取がどうこういうはずはないと私は思つてます。しかし、いまは法律があるのです。そのためにつつたのです。だから、その法律に基づいた標準価格といふもので石油価格体系をつくつてやらないといふのは、将来またそれに基づいて各社が申し合わせをして、通産省の言うとおりに指導を受けたりましよう。こういふことになった場合に、公正取引委員会としては、これは独禁法上問題あります。独禁法にひつかかる可能性があるわけです。公取委員長がしばしば標準価格制度をもつと活用すべきだ、こういうことを言つておることも、私は独禁法がいわばそういう行政権によつてしんしゃくをされることが困るといふ気持ちで言つておるんじゃないかなと思うのです。だから、通産大臣がきのう明らかにしたよなやういふこと、しかもも経理内容、値上げの理由は公開しないでいくんだ。通産省が指導するんだ、相手は行政指導に個々に従うんだ——個々に従うと言ひながらも、おそらく各業者は通産省の指導をみんなで守つていこう、こういうことになれば、これまたいわば違法なカルテルにつながるわけであります。ですから、四十六年の田中通産大臣がやつたと同様の二つの舞いを踏まないよなに、生活安定法の標準価格制度を用いてやることのほうが妥当じゃないか、こう考へるのですが、大臣はどう思いますか。

○中曾根国務大臣 標準価格を用いるといふこと

も一つの考え方であります。たとえば石油の場合は見ますと、一月一日から原油の値段は上げがらであります。しかし、これは最終的にきまつた値段もわかる。きのうの質問で通産大臣は、それを行政指導で行なうんだ、こういうことを言つた。したがつて、OPECあるいはメジャーからまつた変動を通知されるかわからないといふようになります。そういうよな非常に流動的な情勢もあります。そういうよな非常に流動的、変動的要素が多いといふところにおいて、國民生活安定のために公共福利目的に沿つて価格を上昇せしめず、國民を守ろう、そういう場合に、行政措置として、個々の企業者に對して説得しあつて、これ以上上げないようにといふ、ガイドラインといふべきものを設けるといふよなことは、それが標準価格といふよな固定した形になりますと、仮払いの、メジャーからきめられたいふことの関係において、将来非常にぎくしゃくしたもののが出てまいります。標準価格といふ概念は、その類型の品物の中の標準的なものに關して、ある安定的な、固定的な値段をきめる、そういうよな思想で見ておるものでございます。そういうよな面から見ても、いまのよな過渡期においてそれが適當であるかどうかという、行政上の裁量の關係もあると思うであります。それから、標準価格としてきめるといふ場合に、それから、標準価格をきめていくといふ方式は、やはり私は問題があるだらう、こう思ひます。

○高橋(後)政府委員 私は、いまの価格のきめ方について意見をあまりとやかく申し上げたくはないのですけれども、ただ、独禁法とかがわりが現実に生じてきておるものですから、それでどうしてても言わざるを得ない。

これは、昨年覚書でたいへん問題にされました。たとえば末端価格を守らないものが、あの覚書の中に、通産省との間で、価格の点については通産大臣の指示する価格というのが確かに入っております。これは、総の關係でそれを守らせるようにするんだ、末端価格であつて、それを総の關係で、たとえば末端価格を守らせるために、出荷停止などの措置をとつても、不公平な取引方法としない、こういうふうな考え方であります。あの文言が、經濟企画庁との間の覚書の段階では違つておりますが、それは守らせるようになるだけです。そのことは前にずいぶん申し上げてあります。あの文言が、經濟企画庁との間の法律の定めるといふように、法律に基づいて定める価格ですね、それを守らせるための協力措置だ、こうなつておりますから、その理由はおのずから明らかであります。まだその標準価格といふものと云はれておるわけですが、大臣はどう

どうもこれは間に合わない。しかし、灯油についてだけは、迅速に、直ちに行政指導価格——あれはきめておったと思うのですが、それは私のほうで、緊急やむを得ざる事態であるから、これはないでしょ。しかし、その場合においても、現に価格をきめたほうの、生活安定法の主体であった経済企画庁との間では、そういう大臣の指示する価格というものは入ってないのです。これは経済企画庁がその点は十分了解してくれたわけです。法律に基づかない価格を守らせるというのには、これは独禁法に触れるおそれがあるから、私のはうで独禁法違反とみなさないというふうなことは申し上げられないと言つたら、それはけつこうです。よくわかりましたということと削つちやつた。これは一つのサンプルとして申し上げたのです、身近い問題ですから。

もう一つ、非常に大事なことだから、話を裏返して申しますと、行政官庁の指導があれば、かりに個々だとおっしゃつても、業界ぐるみの場合になることが多いわけですね。現に石油の場合がそうなんですが、いま審判にかかるのは、これは意見を言つてはなりませんが、事実公開でやつておるわけですから、その場合の相手側の——相手側といいますか、被審人の言いわけは、通産省の指導があつたから、われわれは独禁法違反ではないのだ、こう言つていますが、もしも行政官庁の——行政官庁はみんな指導権を持つておるわけです。行政指導を行なうということがなければ、行政官庁は成り立たないわけですから、それはそういう文言が抽象的に入つておる、調整といふよ

うだとは、それをとつていいかわからないし、平均もとれません。そういうことからして、原価を

一々公表しておつたら、この業務たるや、またそ

れに対応するあつたへんな事務でございまし

ます。

時間がございませんから通産大臣に一言申し上げますが、ひとつこういうことも念頭に置いて通産大臣、四十六年田中現総理の二の舞いを踏まないで、昔の公定価格というのはいい悪いかまいまでの、昔の公定価格といつておりません。バルクラインでつておりますから、原価は非常にばらつきがある。何百という業者がある場合などは、どれをとつていいかわからないし、平均もとれません。そういうことからして、原価を

一々公表しておつたら、この業務たるや、またそ

れに對応するあつたへんな事務でございまし

ます。

それからもう一つ聞きたいのですが、ことしの

石油の輸入数量は二億七千万キロリットル、九

九年度における石炭の需給といふものは、二億七

千五百トントンという目標をつくっておりますが、ま

す。この程度でいいであろう、そういうように思いま

ります。現に一部ダブついてきているところがかなり

顕著に出てきております。そういう面から四十

九年度における石炭の需給といふものは、二億七

千五百トントンという目標をつくっておりますが、ま

す。これが危険を感じるので、行政指導といつたこと

が、通産省と業界との癒着といふものが非常に強

められてくる。そのことも私はたいへん問題であ

とは、逆にいえばそういうものがないものは適用除外にはなり得ないということでござりますか。いかなる理由にせよ、価格について行政指導が適用除外になるというのは、緊急事態であつても、これは認められない。緊急事態であるから、いかなかといふことは、一つの状況の問題にはなあれば適用除外になるというのを示してもらいたい。そば、どうしたつてそういうことを認めたらもう要らないのですね、独禁法は、全部はずされます。骨抜きいいところでございまして、全部、私どもがやみカルテルといつても、これはいや何々省の行政指導だ、こうなりますから、その点から考えて、これは明白なことではないかと私は思っています。いろいろな事情があるのはわかります。しかし、もともと価格そのものにつきましても、もし画一的な価格を値上げの際に認めるとなれば、これは標準価格を使えばいいと私は思いますが、なぜ行政指導で——それから、私が至らないゆえに、申し上げたいのは、原価の公表といふことですね。原価が非常にばらつきがあるわけでは、原価の公表ということを非常に追つ詰めますとやりようがないからといふことになつちやいますので、昔の公定価格といつておりません。しかし、原価の公表はいたしております。しかしながら、私が至らぬ形で値段をきめられることは困る。こういうことを前もつて私強調しているわけあります。原価の問題については、そういう趣旨で、私も、ある種のといふ説明をつけておつたわけであります。

○板川委員 原価の公表については、私も、ある種のと云つて、厳密なものを出せとまで、実は用除外にはなり得ないということをごぞうますか。いかなかといふことは、一つの状況の問題にはなあれば適用除外になるというのを示してもらいたい。そば、どうしたつてそういうことを認めたらもう要らないのですね、独禁法は全部はずされます。骨抜きいいところでございまして、全部、私どもがやみカルテルといつても、これはいや何々省の行政指導だ、こうなりますから、その点から考えて、これは明白なことではないかと私は思っています。いろいろな事情があるのはわかります。しかし、もともと価格そのものにつきましても、もし画一的な価格を値上げの際に認めるとなれば、これは標準価格を使えばいいと私は思いますが、なぜ行政指導で——それから、私が至らぬ形で値段をきめられることは困る。こういうことを前もつて私強調しているわけあります。原価の問題については、そういう趣旨で、私も、ある種のといふ説明をつけておつたわけであります。

○中村(重)委員 通産大臣にお伺いいたしますが、いま板川委員から指摘されたように、昨日の質問にも出た問題ですが、指導価格といった

ようなことです。これを通産省設置法の三条二号、四条の二十六号でできるのだという解釈です

が、私もこれは無理だと思います。やはり

この程度でいいであろう、そういうように思いま

ります。またこの点はもう少し掘り下げて、時間をとつて検討いたしたいと思いますから、そのこと

についてあらためてお答えは要りませんが、通産省の行政指導といふものも、価格の面において特

に私は危険を感じるので、プロパンの行政指導

価格の問題でも、私と政府委員との質疑応答を大

臣もお聞きになっておりましてお感じになつたの

じやないか。こんな不見識な、あいまいなことで

はいけないのではないか。やはり消費者の人た

ち——国会でも論議されましたように、高価格が決

定されるという形になる、私は弊害をかもし出す

そともう一つ警戒しなければならないこと

は、そうした指導価格、行政指導といつたこと

が、通産省と業界との癒着といふものが非常に強

められてくる。そのことも私はたいへん問題であ

ります。現に一部ダブついてきているところがかなり

顕著に出てきております。そういう面から四十

九年度における石炭の需給といふものは、二億七

千五百トントンという目標をつくっておりますが、ま

す。これが危険を感じるので、行政指導といつたこと

が、通産省と業界との癒着といふものが非常に強

められてくる。そのことも私はたいへん問題であ

らうというように思います。昨日の予算委員会でも、密田石油連会長が参考人として出てこられ、四十六年に公正取引委員会から破棄勧告を受け、これに対し異議の申し立てをして、いま審判中のこの価格カルテルの問題に対しましても、通産省の指導でやつたのだということを答弁いたしております。私がちょうど予算委員会に入ったときにその問題が出たのであります。これはきわめて重大な問題だというふうに感じています、それを聞いておったのですが、そういう事実があるのかどうか。その点に対しましては、ひとつ通産大臣から明確にお答えをいただいておきたいと思います。

○中曾根國務大臣 まず四十六年のケースについて、事態を担当から御説明を申し上げます。

○山形政府委員 四十六年の動きを御紹介申し上げますと、四十六年の三月十四日に、石連本部及び元売り各社の本社へ立ち入り調査が行なわれまして、同年七月の六日に公取から破棄の勧告があつたわけでございます。石連及び元売り各社が始まつておりますと、四十六年の二月二十日にこの勧告を拒否いたしましては、七月の二十八日から審判の開始が決定されたわけでございます。九月九日から審判が始まっておりまして、これはまだ結論が出ておらないわけでございます。

こういう動きがございました背景といったましでは、四十五年の十一月にO A P E Cが第一回の値上げを行ないまして、これに基づいてメジャーが四十六年二月十六日ころからいわゆる値上げの通告を行なつたというのは事実でございます。これにどう対応するかということで、業界側が営業委員会で協議いたしましてそこでカルテル行為があつたというのが、いわゆる破棄勧告の内容でございます。

ちなみにガソリンにつきましては三月一日、その他の油種につきましては四月一日から値上げを行なうということのカルテルをしたというのがこの内容でございます。通産省としましては、こういう価格カルテルにつきまして、われわれが行政

指導をしたということは全然ございません。

○中村(重)委員 公正取引委員長にお尋ねをいたしましたが、かりに行政指導が行なわれておつたとしましても、カルテルに関する限り独禁法に基づいて厳正にこれを行なっていくということが公取委員会の態度であると思うのです。いま審判中の事件でありますけれども、公正取引委員会としては、通産省の行政指導が行なわれたというような内容として理解しておられるのか、そうではないということがあります。その点を差しつかえなければひとつお答えいただきたいと思います。

○高橋(後)政府委員 いま現に審判がまだ終結に至つていないのであります。ですから事件でございまして、私あまり申し述べられないのですが、ただし、石油業界のはうから申し立ては、これはそのほうの申し立てだけを申しますれば、公開しておるわけですから、まわらないわけですが、それは指導があつたのだ、カルテルについて指導があつたからその指導に従つたまでだからカルテルとはならないのだ、こういう言い分でございます。

○中村(重)委員 この問題は、いま公取委員長お答えのとおり、審判中の事件であるわけでありましたからその指導に従つたまでだからカルテルあるいは通産大臣の出席を求めて審議が行なわれるであろうというようになりますから、この程度にとどめておきたいと思います。

次に、倒産対策についてお尋ねをいたしますが、金融引き締め、また石油ショックということをもう受けているのは中小企業者であると思う。中小企業の倒産が激増の一途をたどつておるようになりますが、現状はどうなのか、これに対する対策はどのように立てておられるのか、私どもも伺っておりますけれども、委員会におきまして、現状前進した点もあるうと思いますから、ひとつお答えをいただきたいと思います。

〔委員長退席、田中(六)委員長代理着席〕  
○外山政府委員 倒産の状況でございますが、昨年は大変な状況でございましたが、今年は改善の傾向がござります。倒産件数は、御承知のように九

百件をこすということで、千件に近づく気配を示しております。本年の一月におきましては、十二月に比べますと若干件数は減っております。しか

し、一月としては近来になく高い件数で推移しておりでございまして、たしか八百二十一件

だったかと思います。今後の動向が非常に心配になるわけでございますが、私どもも、中小企業の物不足の問題、あるいは原材料の価格の高騰の問題、あるいは現在続いている金融引き締めの問題、そういう点がどういう業種にどのように

つきましたは、年末来、各方面にわたって調べておるところがござりますが、今回の状況の把握に響いてくるかということについて慎重に見守つておるところがござりますが、今回の状況の把握に

つきましては、年末来、各方面にわたって調べておるものの、物不足の問題が若干緩和の気配を示したのが最近の状況でございまして、その面からくる一つの危機感が若干退化したという感じは

いたします。しかし、業種によりましては、やはり製品の上での転嫁ができないというふうなことから、原材料の高価格の問題に非常に悩んでおる業種も出てまいりましたし、あるいは石油、電力の供給制限をばり受ける業種も部分的には出でております。そうして金融引き締めとの関係から見まして、私どもとしましては、一般的に金融緩和をするようなわけにはまいらないと思いますが、やはりそうしたひづみの起こっている業種、銀行

の供給制限をばり受ける業種も部分的には出でております。そうして金融引き締めとの関係から見まして、私どもとしましては、一般的に金融緩和をするようなわけにはまいらないと思いますが、やはりそうしたひづみの起こっている業種、銀行

する融資ワクの増加ということが、最近の政府系金融機関への金融申し込みというふうな状況から見ましても、あるいは業種別の問題点から見ましましても、かりに行政指導が行なわれておつたとしても非常に大事である、さらには、その裏づけとして理解しておられるのか、そうではないと見て、それが妥当ではないか、こう考へている次第でございます。

もう一つは、現に具体的な措置として考へているわけでございますが、やはり債務償還の猶予問題といふこともあり得ると思います。これはやはり三機関に対し適切な指導を今後していく、こういった三本立ての考え方を今後の事態に備えてとるのが妥当ではないか、こう考へている次第でございます。

もう一つは、現に具体的な措置として考へているわけでございますが、やはり債務償還の猶予問題といふこともあり得ると思います。これはやはり三機関に対し適切な指導を今後していく、こういった三本立ての考え方を今後の事態に備えてとるのが妥当ではないか、こう考へている次第でございます。

一般的な金融の調整を円滑にする意味での信用保険の措置、これも大切なことだと思っております。そういう点を今後の状態に備えまして、適時適切に打たなければならぬ。

もう一つは、現に具体的な措置として考へているわけでございますが、やはり債務償還の猶予問題といふこともあり得ると思います。これはやはり三機関に対し適切な指導を今後していく、こういった三本立ての考え方を今後の事態に備えてとのが妥当ではないか、こう考へている次第でございます。

何とかしたいと私どもは考えておるわけでござりますが、業種の実態を見まして、具体的な金額を御相談いたしまして、そうして政府系機関へのお願いをするというふうなことをいま考えておるところでございまして、まだ数字の上でも、あるいは措置の上でも具体的に明らかにするということに至つて、いよいよそれが現状でございます。それから、信用補完制度につきましても、今後の事態に備えまして、信用保険法の改正をするに願いしておるわけでございますが、できるだけこれが時期に間に合うように、私どもとしても実施の取り組みに進みたいと考えておる次第でございますが、保険限度のワクの引き上げは基本的に大事でございます。もう一つ、やはり業種、業態によりましては、倒産関連保険と同じような措置、つまりドル・ショックのときには、あれは全部の別ワクということで大きく打ち出しましたけれども、今回は、やはりそういう実情に遭遇する業種があると思います。それに対しては、それに対応する保険上の措置が必要であるということで現在国会に法案の提出をお願いしたわけでございます。

それから、債務償還の猶予の問題は、これは今後

後問題といたしまして、政府系三機関とも十分

御相談をしながら進めてまいりたい。具体的にど

ういう業種にどのくらいということはまだきまつ

ております。

○中村(重)委員 民間金融機関に対しては、どの

程度の融資要請をしておられるのか、それに対し

てどのような反応を民間金融機関は示しているの

かという点が一点であります。

もう一つは、選別融資を金融引き締めの点から

やつておるため、国民金融公庫、中小企業金融

公庫、商工中金、この政府三機関に対して申し込

みが殺到しておるのです。私がいまから一ヵ月前

に調査をいたしました際も、国民金融公庫で金額

において二百十数%、二倍強なんですよ。件数も

二倍に近いのです。そういう深刻な状態なんだか

ら、それに対して大蔵省にはどの程度追加財投し

なければならぬということで折衝しているので

すが、その二点についてお答えください。

○外山政府委員 民間の金融機関に対する要請に

つきましては、すでに昨年の年末金融のときに、

いつも例にならって要請をいたしましたけれど

も、これはいつもよりも多目に要請いたしました

が、いつもやつておる程度のことございま

す。ことしに入りましたから、金融機関への一般

的な要請という点につきましては、先般大蔵当局

のお話によりますと、市中銀行あるいは地方銀行

が約三千億の金を用意して、そうして実際に問題

になつたときはそれに對応したいというふうな

話を私ども聞いております。しかし、その具体的

な進め方については、まだお話を聞いておりませ

んが、これも、銀行側も、いざというときに備え

て、何らかの対応策を考えようというところへい

つておるようございます。この辺につきましては、今後の状態に備えまして大蔵当局とも十分相

談してまいりたい。具体的にどこどこの銀行にど

れだけというふうな要請をいたしておるわけでは

ございません。

それから第二番目の問題でございますが、政府

系三機関への融資申し込みはかなりふえておりま

す。御指摘のよう、一月初めごろは、例年に比

べまして二〇%ないし三〇%増、その程度でござ

いましたが、最近になりますと、国民金融公庫に

つきましては、御指摘のとおり、いつも倍する

ような申し込みでございまして、処理の日数もし

たがつて倍かかるというふうな話を聞いておると

ころでござります。この辺を踏まえまして、先ほ

ど申し上げました大蔵省との御相談をいま進めて

おるところでございます。

○中村(重)委員 大蔵省からは禿河主計官と山田

特金課長がお見えですが、いまの私の質問に対し

て、担当の面からお答えいく点もあるであろ

うと思うのですが、大蔵省としては、この

倒産対策としてどのようにお考へになつていらっ

しゃるのか、お答えいただきたいと思います。

○山田説明員 ただいま中小企業庁長官のほうか

ら御答弁がありましたとおりでございまして、私

どもも、政府系三機関に対する融資の申し込み

形といふものを一ヵ月に縮めている、資金は石油

業界にはどんどん還流している。これは中小企業

だけではなくて、大企業に対しても同じであります。

なあんずく中小企業においては、そうした大

企業の石油に影響する面からのしわ寄せといふも

のをもろにかぶつておるという点を十分ひとつ配

慮していただきなければならないと思います。

私は、その政府関係金融機関に直接行つて調査

をいたしました。ですから、先ほどのよ

うに、中小企業庁側からは何らかの対策を打ち

出したいというお話を承っております。今後とも

よく相談いたしまして、現在の事態を見守りなが

ら機を失すことなく弾力的な措置が必要があ

れば打ち出していくという考え方で現在のところお

ります。

○中村(重)委員どうも取り組みが安易に過ぎる

という感じがしてなりません。民間金融機関に對

する要請をしていらっしゃる、新聞報道で私ども

は知るわけですねけれども、新聞報道でもお読みみ

なつておわかりでございましょうか、民間金融機

関としては、石油に直接関係のある業種、こうし

た企業に対してのみ、その融資を特別にやるの

だ、事態は、私が申し上げたように、石油に直接

関係のある業種というようなことではなくて、中

小企業ということになつてしまりますと、その波

及する面が非常に広くなる、かつまた非常に深刻

になるといったような点からいたしまして、民間

金融機関に対しましても、もつと広範囲にわたつ

て特別の措置を講ずるよう協力をしていただか

なければならぬといふように思います。手形サ

イトなんかにいたしましても、支払い手形が九十

日、六十日といったようなことでありましたの

が、いま三十日程度になつておるということで

す。それから現金を強く求められている。受け取

り手形は、逆にこれまで一ヵ月程度に縮められて

おるということです。支払いの面で、受け取りの

面で中小企業といふものはいためつけられておる

といふことが実態であるわけです。

石油関係業者のやり方を調べてみると、石油

の値段が非常に上がってきた、あるいは取引の面

で非常にきびしくなつたから、この石油危機とい

うことなことをさら強調して、そうして受け取り手

形といふものを一ヵ月に縮めている、資金は石油

業界にはどんどん還流している。これは中小企業

だけではなくて、大企業に対しても同じであります。

なあんずく中小企業においては、そうした大

企業の石油に影響する面からのしわ寄せといふも

のをもろにかぶつておるという点を十分ひとつ配

慮していただきなければならないと思います。

いうものは必ずしも成功したとは考へていません。

それから中小企業といふのは、地域企業あるい

は地場企業、都市型企業、地域間企業、大企業関

連企業、知識集約産業といったように幾つも区別

される。一つのものとしてこれをとらえることは

問題がある。だから、これらに対応してどのような行政を進めていくかとしておられるのか。基本的な点は通産大臣から、具体的な点は長官からでございますから、お答えをいただきたい。

○中曾根国務大臣 一言で申せば質への重視だと思います。中小企業予算は、政府関係全般が一九%ぐらいの伸びに対して、ことしは一千億をこえまして二一%増、それから三機関の融資はたしか一七%増ということで、かなり力を入れたつもりでございますし、また、中小企業庁の改革をやりまして、いわゆる零細企業に対する指導部を設けて、これに対する定員増も要求し、また経営改善普及員、指導員も千人ふやす、そういうことで末端へと、それからその質的改善へと、そういう方向にかなり強く押し出して踏み出そうとしているわけでござりますが、具体的には長官からお答え申し上げます。

○外山政務委員 中小企業対策費の量的な考え方という点は、それなりの努力が毎年払われてまいりましたけれども、ことしは四十九年度向には全体の環境から見ますとかなりきびしいにもかかわらず、それなりの努力が量的にも払われたと思します。しかし、内容的に見ますと、やはり小規模企業対策、小規模企業指導費というふうなところに重点を置いて、内容面ではそちのほうに重点を置いた量的拡大が行なわれたというふうに私は考えたいと思いますし、今後もやはり内容の充実をはかりながら量の拡大にも努力をしてまいらなければいけない。しかし、その重点はやはり小規模企業対策の中の内容の充実が量の拡大につながっていくというふうな感じで私は今後も考えるべきではないだろうかと思います。

それから第二点といいたしまして、御指摘のようになります。確かに地域によってさまざままでございまして、業種によってさまざままでございます。一口に中小企業と申しましても、問題の所在も解決の方法も、いろいろ多種多様に分かれると思います。その多種多様な面をとらえて、したがって政策も多

種多様と申しますか、それなりの問題点を適切につかんだ対策がいろいろ必要になる。これは金融上の配慮にいたしましても、毎年いろいろ新しい制度融資を考えておりますが、ことしもそういつた面での前進をしているつもりでございますし、それから内容的に見ましても、額は少のうございりますけれども、いろいろな業種、業態に即した対策ができるだけ今後も考えていかなければならぬ、こう考へておられる次第でございます。

○中村(重)委員 予算の総額が二〇%以下に抑えられておる。中小企業は、それに比較をいたしますとお答えになりましたよう伸びを示していく。しかし通産大臣、中小企業四百万事業所、それ以上ですねこれに対しても中小企業の予算というものが従来少なかつたのじゃないでしょか。あるいは融資の問題でもそうなんですね。ことしの四百万をこえるところの中小企業に対しましての財投が一兆円をこしておる。ようやく一兆円台に乗ったのです。貸し付け規模はもちろん二兆円程度にはなっているのですね。ところが、公正取引委員会が指摘をいたしましたように、総合商社は融資の点について、これはもちろん民間金融機関あるいは政府関係金融機関も含めてではあります。しかし、内容的に見ますと、やはり小規ありましたが、三井物産だけで一兆一千億なんですね。総合商社、六大商社でもって融資ワクといいうものは四兆七千億です。実に大企業に対して、自己資金というようなものは低くて他人資本に依存させておる。それが中小企業を圧迫しておる。このことを考えてみると、私は中小企業といいうものに対してもっと政府関係金融機関は補助的といいうような面から一步前進をしていかなければならないと考えているわけです。

大臣強調されました。総予算に占める比率は四十八年が〇・五六%です。四十九年はわずかに〇・〇三%伸びて〇・五九%です。あまりにも貧弱ではありませんか。財投にいたしましても、四十八年は一四・八%でしたが、四十九年は若干伸びまして一五・四%です。この総予算の中に占める比率、あるいは財投全体の中に占める比率とい

うことをお考へになるならば、大臣、あまり声を大きくされないのでしょうか。

私は通産大臣に期待をしたいことは、中小企業者のあなたに対するところの期待もたいへん大きいわけです。先般の電線の危機の際に、電気工事業者があの日比谷公会堂に集まりまして、あなたを神さまのように迎えた。もうあなたの言われること一語一語、ほんとうに心から感激したような気持ちだ。もう批判というようなことはないのです。もう何とかしてもらいたい、あなたにすがる以外にはないという心情であろうと私は思う。ならば、中小企業に対しまして、昨年よりこれまで伸びたというだけではなくて、総予算に占めるところの比率は幾らなのか、幾らでなければなりません。なるべく、中小企業の定義を改正いたしまして、中企業の範囲は拡大をしておる、これに対しても、そのような措置をしなければならないのかという、そういう根本にのつて対策を講じていかれるのでなければ、昨年からこれだけ伸びましたといふだけでは、私どもも納得できませんが、中企業の期待にもこたえ得ないとということになつていいのではないか、金融の問題に対しましても、財投ひとつ反省もし、その責任を痛感して対策を講じていただきたいということを強く要請をいたしておきたいと思います。

次にお尋ねいたしたいことは、小企業経営改善資金の問題であります。この予算、この事業規模といいうものは昨年三百億であつたのが、まあこれは大幅に伸びましたと大臣お答えになつてもよろしくらいに伸びました。中小企業庁の概算要求よりも大蔵省がつけました予算は上回っているわけです。私はその上回ったことは適当であると考えているわけですが、この小企業経営改善資金に対しまして、大蔵省は概算を上回つてつけられた——つけなければならないとお考へになつた点はどういう点にあるのか、これは禿河さんからお答えになるのでございましょうが、まず大蔵省からお伺いまして、統いてお尋ねをしてまいりたいと

○禿河説明員 お答えいたします。

小規模経営改善資金につきましては、確かに先生御指摘のとおり、通産省からの御要求は一千億の融資規模ということでおざいましたが、その後いろいろ八月末の要求後の状況を見てみますと、中小企業対策、特に小規模企業の経営改善資金に対する要望が非常に強いというふうな事情が明らかになつてしましましたのですから、それを上回ります千二百億の規模ということを私ども最終的に通産省と相談いたしまして、政府案として決定いたしたわけでございます。

○中村(重)委員 長官、あなたも小企業経営改善資金というものが小規模企業者の大きな期待にあることは御承知になつてしまつて、政府案として決定いたしたわけでございます。

資金といふことは御承知になつてしまつて、政府案として決定いたしたわけでございます。

○中村(重)委員 長官、あなたが下記により推薦を行なうよう指示方をお願いします。「小企業経営改善資金金融融資制度の昭和四十八年度第四・四半期の推薦について」ということで、「上記の件については、貴構成団体が下記により推薦を行なうよう指示方をお願いします。」「一、各商工会議所、商工会の第四・四半期の推薦は昭和四十八年度推薦枠の四割とするが当分の間、その三分の二を限度として推薦すること、なお三分の一については追つて指示するまで留保すること。」まあ第一もありますけれども、これは中小企業庁長官外山弘、全國商工会連合会会長福岡日出磨あてにあなたがお出しになつておられる通牒であります。これは非常に困つたのです。国民金融公庫も非常に困つた。いまこれは解決したのかもしれません。しかし、非常におくれておられるのです。国民金融公庫は計画をまず立てなければならないのです。その計画は十

日か二十日前ではだめなんです。少なくとも数ヶ月前に計画を立てなければならぬ。この通牒が出了ためにどうすることもできなくなつたわけあります。推薦をしなければならない商工会に至つては、これは当然なことであるわけです。貸さなければならぬ時期にこれを解除いたしましても、そのときは間に合わないので。わずか三百億の金が使えないという結果になるではあります。なぜにこういう通牒をお出しになつたのか。いまはどういう措置をおとりになつたのか。

○外山政府委員 四十八年度の三百億の小企業經營改善資金の資金ワークの原資が実は問題でございまして、これがもと早く発足しておりましたならば、その回収のぐあい等も見まして、初めから問題はなかつたのかもしれません。しかし、これは何とかして避けなければいけないということです、その後資金上のめどを大蔵省ともつけまして、一月に直ちに解除をいたしました。そして三月までに満額推薦できますように配慮したつもりでございます。しかし、一時とはいえ、そういう事態を招いたことは、これだけ要望のある資金でござりますだけにたいへん残念でござりますが、しかし、一月に入つてすぐにそれを解除いたしまして、現在順調に進んでおるというふうに聞いております。

○中村(重)委員 私は、あなたのほうに数回申入れをいたしました。早く解除をしなければだめなんだ。それであなたがお答えになりました、これが発足がおくられた、そのため貸し付けをしても、これが返つてくるというのがおくれた。これは小規模企業者の責任ではありませんよ。しかし、そのしわ寄せを受けるのは中小企業者ではありませんか。この要求を受けて融資をしなければならない国民金融公庫ではありませんか。こういう通牒をお出しになる前に、なぜに大

藏省と折衝なさらなかつたか。そのための対策を講じられる必要があつたではありますか。話をしてのかもしませんけれどもね。しかし、現実にはこの通牒が出て大混乱が起つたことは間違いないのだから、順調にいつておりますというようなことではありません。非常に混乱が起つたということは、これは事実でありますから、その混乱といふものはやはりずっと波及していくわけなんです。

次に、お尋ねをいたしますが、この小企業經營改善資金の運用は、現場においてはどういう扱い、措置を講じられておるというように理解をし

ていらっしゃいますか。たいへん抽象的なお尋ねですから、もう少し具体的に申し上げてお答えを

いただきますが、これは商工会議所または商工会の経営指導員の指導を受けなければならない。そ

していま読み上げました文書によつても明らかなように、商工会議所会頭または商工会会長がこれ

を推薦することになつておる。この運用はうまくいっているのかどうか、問題はないのか、その

点についてお答えをいただきたい。

○外山政府委員 スタートしたばかりではござい

ますが、今後運用の問題点がどこにあるかとい

うことです。私どもも注意して見守つていかな

ければいけないと思っておりますが、日下のところでは、特に運用上問題があるというふうには聞

いておりません。

○中村(重)委員 それではやはり小企業經營改善資金、わずか一件当たり二百万円、今度は金額がふえることになるわけですが、これは償還期限二年、これを三年にするということですが、条件がついている。その条件も明らかにしていただきま

しょうし、二年か三年で問題がない、円滑にいつ

ているというようなことなのか、あるいは小企業經營改善資金という名にふさわしいようすに、すべての小規模企業者にこの融資が行なわれる——も

ちろん金額に対するワクがあるわけでありますか

ら、すべてという意味は、私は全体ということでお申し上げているのではありませんが、受けける権利

はすべての小規模企業者にあるわけでありますから、その権利を持つてゐる人たちが申し込みをするかもしれません、さらに現在の状態をもうちょっとよく見守つて、そうして問題点をつかんでいくといふことを、こう考へる次第でございます。

○中村(重)委員 大体運転資金は五十万、設備資金が百万、環衛業者は設備資金だけでありますから、百万、これを一年で返せということは、どだい無理なんですよ。ましてや小規模企業でしょ。使用者に二年間で金を返せというと、百万の場合に、月に幾らになるというように計算していらっしゃいますか。二百万になると、無条件に三年になつたのか、特に必要がある場合といふような条件がついていないのかどうか、この点は厚生省からも、そのとおりに理解をしていらっしゃるのかどうか、お答えをまずいただきたいと思うのです。

○外山政府委員 百万円をこえるする設備資金の貸し付けをした場合は、全部三年でございます。

○北村説明員 お話しのよう、環境衛生営業につきましては、非常に零細な企業が多くございま

すので、現在、大蔵省ともいろいろお話ををしてお

りますが、できるだけその条件等につきましては、中小企業者に有利なよう、いまお願い申し上げておるところでございます。

○中村(重)委員 百万円をこえる場合にこれを三

年にするのだとおっしゃいましたが、それではいまの平均融資額は幾らになつておりますか。

○外山政府委員 十月からスタートしました現在までの実績では、平均五十三万円と聞いております。

○中村(重)委員 この融資の対象業者というもの

は、その名前のように小規模企業、零細業者なん

です。この零細業者の感情は、額よりも期限を延

ばしてもらいたいということです。百万円以上で

なければ三年にしないのだというの無理なんですか。実情を無視しておるので。これはそういう

条件を取り払うべきです。まず四十九年度は三年

にする、百万円以上という条件をつけない、これをおひやつてもらいたい。これは大蔵省からもお答えをいただきます。

もう一つ、通産大臣はここで御退席をしていただきたいと思うのですが、この点だけはひとつ聞いていただきたいと思うのです。

商工会とか商工会議所が推薦をする経営指導員が指導しなければならない、こういうことになります。アウトサイダーはその指導を受けることができないのですよ。経営指導員が、商工会あるいは商工会議所が、いつからいつまで指導をいたしますということをその会員に通知をするのです。会員になつていいところのアウトサイダー

というものは、その通知を知ることができない。したがつて、融資の機会を与えるのです。

これは憲法上たいへん問題になる。加入脱退の自由といふものがこの金融の面から拘束することにつながつて、これは問題である。できるだけ広くということをおしあいましたが、限定された広さにこれはなるわけです。長官、そういうことを御調査にならないで、順調にいつております

す、そういう答弁ではだめなんです。実態を御承知になつていらっしゃらない。私は、商工会議所が健全な運営をすることを期待はいたします。期待はいたしますが、やはりアウトサイダーといふ

ものを軽視してはならない。この人たちにも、法のもとに平等な扱いがなされなければならぬといふように思います。どういう方法でこれを改善

しようと考えになつていらつしやるのか。

それから大臣からお答えをいただきたいことは、平均の融資額も、いまお答えがありましたように五十万円程度です。あまり期間が短いものですから、多くの業種が、もうこれの融資を受けないんですよ。すし屋さんもその例です。その他いろいろあります、が、私調査をいたしておりますから、どういう業種が断わつておるということを申し上げて下さいもありましょか、断定的なことを申し上げることを避けたいために、業種を多く申し上げることでございます。したがいまして、条件

ませんが、いずれにいたしましても、それは二年間でやるところに問題があるわけです。条件を持つところにも問題がありますから、これは当然改めなければならぬと考えます。そのアウトサイダーの問題、商工会あるいは商工会議所の経営指導員が指導しなければならないのかどうか、なぜにその指導が必要なのか、これはあくまで統けていこうとお考えになつていらつしやるのか、それらの点を含めてひとつ通産大臣からお答えをいただきたいと思います。

○中曾根國務大臣 できるだけ広げることが望ましいと思いますが、現在の資金量並びに経営指導の有効性ということを考えてみまして、経営指導事業の一環として、その資金的裏づけという意味でこの仕事が始められておるわけでございます。ですから経営指導員の指導、それに応じて資金的にこういうふうに裏づけてやる、そういう精神でこれがスタートしておりますから、当分の間これでやってみて、その成果等も見まして、改善を要する場合には改善していただきたいと思っております。

それから期間及び資金量の問題でございますが、平均して五十三万円ぐらいだということを前から聞いておりました。私は、拒否して応募しないという人が、どういう理由で応募しないか、まだ的確な調査を承つておらないのでござりますけれども、そういう実態をさらによく調査いたしました。私は聞いています。ふうに私は聞いている次第でございます。

○中村(重)委員 なぜにこの小企業経営改善資金

商工会議所のメンバーと、この小企業経営改善資金の需要者との食い違いは、十大商工会議所には金でこれがスタートしておりますから、当分の間これでやってみて、その成果等も見まして、改善を要する場合には改善していただきたいと思っております。

それから期間及び資金量の問題でございますが、平均して五十三万円ぐらいだということを前から聞いておりました。私は、拒否して応募しない

ことの周知徹底は、各地ではかれているといふ

ふうに私は聞いています。ただがそんなにむずかしい条件をつけなければならぬのですか。この指導講習に対してもう少し詳しく説明いたしました。

○外山政府委員 まず第一の条件の問題でござい

ます。私どもも条件の改善ができるだけの努力を

して、改善を要することがあれば検討してみたい

と思います。

○外山政府委員 まず第一の条件の問題でござい

ます。私どもも条件の改善ができるだけの努力を

して、改善を要することがあれば検討してみたい

と思います。

○外山政府委員 もちろん経営改善指導といふ

ことは、相手の小企業者にとって一律の問題ではない、かなり指導改善の余地の乏しいものから、非常にその余地の大きいものまでいろいろある

ことがあります。しかし、何と申しましても小企業者に

がつきますけれども、今後、条件の改善にはできるだけの努力を払つてしまつた、こう考える次第でございます。

○中曾根國務大臣 第二のアウトサイダーの問題でございますが、これは商工会、商工会議所ともに法的な地域団体として、そうして根拠法を持った団体でございま

すが、小企業経営改善指導といふものは、別に会員でなければならないということにはなつております。

○中村(重)委員 ません。現実に小企業経営改善資金の融資を受けた方々は、会員以外の方々が、ことに十大商工会議所では圧倒的に多い状況にございます。つまり

商工会議所のメンバーと、この小企業経営改善資金の需要者との食い違いは、十大商工会議所にはかなりあるようでございますが、何らそういうた

意味での差別はしていないつもりでございます。

○中村(重)委員 もちろん小企業経営改善指導といふこと自体が、もちろん性格の経営改善指導でございますから、できるだけしかわかつていないということはよく

あります。私は聞いている次第でございます。

○外山政府委員 もちろん経営改善指導といふ

ことは、相手の小企業者にとって一律の問題ではない、かなり指導改善の余地の乏しいものから、

非常にその余地の大きいものまでいろいろある

ことがあります。しかし、何と申しましても小企業者に

つてよき相談相手になるような、といった経営改善指導、これをやはり生かしていくことが小企業対策として一番基本的に大事であるといふ

うな認識に立ちまして、それに資金を結びつける

ことがあります。端的に言いますが、これは民商対

思いますが、これはあわせて小企業者にとってのメリットにもなる

ことがありますし、この制度の有効な活用をするゆえんにもなるといふうに私どもは考えているわけ

でございます。

○外山政府委員 先ほどもう一つ御指摘の三週間の講習という点

は、私どもから見ますとむしろ経営改善指導は経営改善指導員が個別に小企業者に対して行なうものと了解しているわけでございまして、講習といふうながつこうで集団的に指導するといふうなケースは、むしろ私どもの脳裏にはないわけで

ござります。そういうふうな運用がかりに行なわれているとしますれば、その事情についてよくまたつまびらかにしてみたいと思います。もちろん経営指導員自身がいろいろな講習を受けて、みずから実力をたくわえるということ自体は、非常に大切なことだと思います。しかし、この資金推薦にあたって講習会自身を義務づけるというふうなことは、私どもとしては考えていないわけござります。よく実情を調べたいとは思いますが。

○兎河説明員 経営改善資金の融資の実施の細目につきましては、ちょっと私ども存じませんけれども、基本的な考え方といたしましては、たゞいま中小企業庁長官が御答弁なさいましたと私ども同じ考え方でございます。

○中村(重)委員 長官 これはあとで見てもらつたらいいのですが、「小企業経営改善資金制度のお知らせ」「くわしいことは商工会へご相談ください」これに、「商工業者が、商工会の経営指導員に継続して指導をうけている人。」これは私は三週間の指導を受けているという事実を知っているのです。「継続して指導をうけている人。」「商工会地区で一年以上、営業をつづけている人」「諸税金を完納している人。」むずかしい条件がついているじゃありませんか。ですから、一人一人あなたがお答えになりましたように指導をしたのでは、これはもう商工会のその他の仕事というものが経営指導員はできないのですよ。ですから、いつからこの金を借りるための経営指導を始めます、そういうことを、手紙とかあるいはいろいろな方法がありますが、それで知らせるわけですよ。アウトサイダーに対する対応では知らせるような措置が考えられていないのです。だから、アウトサイダーはこれを借りることができないのです。また、いなかなんかでは、商工会に入つておりませんが、これが肩身の狭いもありまして、そしてその指導員のところに行ってその金を借りることだけの講習を受けるというようなことはなかなかできにくいのです、いなかの人たちは。これはあな

たがお答えになりましたような形式論で問題が解決するものではありません。もとと実態をしつか押えて対策を講じなければなりません。

もう一つは、何と言われようとも、この資金に限ってそういうむずかしい条件をつけたり、指導しなければならないという理由は私はないと思う。また、してみたところで何のメリットというものもないであろう。また、それを指導するところの経営指導員がどれほどの能力というものがあるのでしょうか。だから、特にこの融資に対して指導をしなければならないという根拠は何なのかということをもつとはつきり、明確に納得いくようにお答えをいただきなればなりません。単にこの金を貸すために歯止めとしてこういうことをやりになるということでは納得できません。

○外山政府委員 まず第一の、会員以外に知らせ方がないというふうに御指摘でございますが、これは私の承知している限りでは、別に会員だけに通知するのではなくて、いろいろな方法でPRをしているというふうに聞いております。しかしなお、いなかの地区においてそういう不十分な点があるかもしれません。その点につきましては、なおよそそういう点の遺憾のないような指導をしていかなければいけないと思います。

それからアウトサイダーについての問題は、私は先ほど都市の面について申しました。確かにいなかに行きますと、かえってむしろアウトサイダーがどの程度救われているかという問題が別にあります。それは会員にしか知らせる方法がないのです。アウトサイダーに対する対応では知らせるような措

たがお答えになりましたよ

うことになります。

それから第三に、小企業経営改善制度とい

うものになぜ乗つけるのかということでございます。

私どもから見ますと、やはり中小企業対策はいろ

いろ対策が必要でございますけれども、この小

企業、特に現在製造業で五人以下、商業で一人以

下というふうな、そういった小企業者の方々に對

する政策上の配慮という点になりますと、もう單

に金融機関をつくつたからそこで処理できるとい

うふうなことではなくて、やはり積極的な指導と

いうことが前提にないと有効な行き方ができない

のではないか、それを反映して小規模企業指導と

いうことがすでに商工会法、商工会議所法ができ

たときから行なわれているわけでございます。そ

ういった指導を充実させることができ小企業対策とし

てます基本的に大事である、そういう行政方針に

のつとて現在のよなな小企業経営改善資金の運

用をしていくわけでございます。もちろんもう少

し上のところになりますと、国民金融公庫の窓口

たたいて積極的に金融の道をつけている小規模企

業者もたくさんあると思ひます。しかし、今回の

実績を見てみると、やはり国民金融公庫の窓口

にすら行かなかったような人たちが非常に多いと

いうふうに聞いております。そういう意味にお

きまして、現在の経営改善指導をベースにした

運用がともかくも現在としては最も適切な方針で

はないだろうか、こういうふうに考えておる次第

でございます。

○中村(重)委員 経営指導員の果たす役割よりも私

は大きいと思うし、非常に熱心にやっておられる

ということも評価はいたしたいと思うのです。そ

ういう面から、経営指導員に対して小規模企業と

いうものはどうなのか、いろいろな面から経営指

導員も指導するということになつてしまります

す。

○外山政府委員 小企業者すべてが商工会ある

いは商工会議所のメンバーとして、その企業の経

営改善、発達に資するというふうなこと自身はた

いへんけつこうなことだと思ひますか、御指摘の

とおり、何らかの条件でそれを誇引するとい

とも、これもまた同時によくないことだと思ひま

す。そういう意味での加入をするというふ

うなことは、私どもとしては特にこの制度に期待

をしているわけでも何でもございません。その点

は誤解がないようにしなければいけないと思いま

す。しかし、この経営改善指導員の設置とこれに

対する政策上の期待というのは、やはり小企業対

策の基本でございます。これは予算上の措置も講

じ、組織上の措置も講じて長年やつてしまいまし

た制度でございます。この制度をやはり基本にして小企業の経営改善、発達を考えていきたい。これが当面の私どもの基本的な考え方でござります。

それから百万円以下の条件については、從来どおりといふのはおかしいという御指摘でございますが、先ほど申しましたように、条件の改善につきましてはいろいろ努力をいたしましたけれども、四十九年度の先ほど申しましたような条件改善にとどめまして、なお、今後の状況に応じて条件の改善には引き続き努力してまいりたいと思いますが、四十九年度は、先ほど申しましたようなことでスタートをしたい、こう考へている次第でございます。

○禿河説明員 小企業経営改善資金の条件につきましては、先生いろいろ御指摘ございまして、私も今後とも研究は重ねてまいりたいと思いますが、ただいま長官からお答えいたしましたところは、四十八年度あるいは四十九年度は、現在考えております条件で進んでまいりたいと思っております。

実はな私どもその返済の条件等につきましては、昨年も御指摘ございましたけれども、先ほどお答弁でも明らかとなおり、大体百万円の場合、一応五十三万が平均でございます。これが二百万に上がりましても、おそらく平均が百万ちょっとということにならうかと思ひます。これを二年ないし三年で返済をする。そういたしますと、大体月々四、五万というのが普通であろうかと思いまして、事業をやつておられる方々にとりまして月々四、五万の負担が特に過大なものとは実は現在考えておりませんが、先ほど長官が答弁されましたとおり、なお今後改善すべき点がありますならば、回収の実態あるいは融資の実情等を見まし

て、今後の問題といたしまして検討いたしたい、かよう考へます。

○中村(重)委員 長官、あなたはなぜに四十九年度からこれでいくのだと盛んに粘るのですか。大蔵省の禿河さんがいまのようなお答え

になることはわかるような気もするのです。これでは大蔵省はどうしても押えていこうとしますからある程度わかるような気もするのですが、あなたはそういう態度じゃダメだ。百万円はいま禿河さんがお答えになったように、毎月五、六万払わなければならぬのですよ。たいへんなんですよ、小規模企業、零細企業が月に五万円、六万円という金を払っていくということは、だからして、これはせっかくの、こういう措置としてはいいことなんだ、無担保無保証だから、いいことなんだけれども、これに飛びつくことができないのは毎月の負担が大きいからです。断わつくる業種があるのですよ。どうにもならないのですと言つて。わずかな金ですからね、理容とか美容とか、そういうところが非常にこれは利用することになるのです。私は、おそらく北村さんは、百万円以上から三年ということは困りますというお答えをされたのじゃないかというようだだけれども、これは百万円以上が三年じゃダメです。もうそれは取つ払わなければならぬ。長官のよう

に、北村環境衛生課長も強調されるのか、率直にひとつお答えをいただきたいと思う。いかがでしょうか。

○北村説明員 先ほどお答え申し上げましたように、環境衛生業につきましてはそういう事情があるわけでございますが、何んこれは関係省、財政当局との御相談で一致した線で進まなければならぬ点につきましては、私どもも了解いたしておりますので、中でいろいろとお打ち合わせ、折衝を続けてまいりつておるところでございます。

○中村(重)委員 公式な場所だから型にはまつたお答えをなさるのだけれども、直接話をするときには、どうにも困るのですということを禿河さんは直に言つています。長官もそうです。北村さんもそうなんですよ。私が直接話すときには、そういう条件がつくことは困るとおっしゃるのです。これは委員会だから心にもしない答弁をするのです。だめなんですよ、それでは。百万円以上は三年で、それ以下は從来のとおりだというのではだめ

なんです。せつかり金を貸すなら、無担保無保証、喜んで借させる、喜ばしてやる、そしてほんとうに零細な業者を守つてやる、そういう考え方の上にお立ちになることがほんとうじあります。禿河さん、ひとつ改めなければならぬ。もう一度お答え願います。

○禿河説明員 確かに先生御指摘のとおり、この資金を借りた方はできるだけ返済期間が長い、あるいは整理期間が長いということが好ましいとお思いになることは、これは無理からぬところだと思います。借りた方はその返済ができるだけ早く思ひますとちょと語弊がござりますけれども、その資金を返していただいて、さらにまた他の方にも貸す、そういうことで、私ども金額についてお答えをいたさないといふことです。しかしながら反面においても考へております。しかし、おお反面においても、これは当然前に借りた方の回収をしておりますが、それは当然前に借りた方の回収部分も含まれたものでございますので、そういうことで、できるだけ多くの方にも借りていただきたい

ところから出たものでございます。やはり限られたお金で行かざるを得ないのだということは、私も一度お答えをいたさないといふことです。禿河さん、もう一度ひとつお答えいただきたい。

○禿河説明員 おことばを返すようで恐縮でございますが、そういう方針で行こうということは関係各省とも一応合意を見たものでございますので、ひとつ御了承願いたいと存ります。成の過程で折衝して、これまできましたのだからこそで、行かざるを得ないのだと思ひます。でも、ひとつ御了承願いたいと存ります。

○中村(重)委員 私はやはりこれではおりないの

い。そして金額をあやすということがその次に来るのではなくて、四十九年度はこれで行きますというのでは、もう一度ひとつ関係各省話し合つて、そして実際の実態ももつとつかむ、窓口のほうの意見も十分聞く、そういうことでひとつやつてもらいたい、もう一度検討する考え方がないかどうか。その検討の上に立つて確信を持っておやどになるということならわかるけれども、予算編成の過程で折衝して、これまできましたのだからこそで、行かざるを得ないのだと思ひます。禿河さん、もう一度ひとつお答えをいたさないといふことです。

○禿河説明員 おことばを返すようで恐縮でございますが、そういう方針で行こうということは関係各省とも一応合意を見たものでございますので、ひとつ御了承願いたいと存ります。

○中村(重)委員 私はやはりこれではおりないの

い。それから平準化資金、これは簡単ですが、あなたのほうはこれをどうして拒否されたのでしょうか。ほんとうに困るのです。この平準化資金の問題は、資金的に強い県、いわゆる富裕県と弱小県、このアンバランスといふものが非常に強く出つた。まして高度化資金から特別高度化資金、高度化資金は二三%都道府県は負担する、特別高度化資金は五〇%ですよ。国と都道府県がファイフティー・ファイフティーでいかなければならぬ。地方自治体はそれだけ負担が重くなるのです。だから、せめてこの平準化資金といふことにおいて調整をしようということで予算要求がなされたのに、概算要求がなされたのに、大蔵省はこれを拒否された。なぜにこれを拒否したのでしょうか。

○禿河説明員 中小企業振興事業団のほうから県に対しましていわゆる平準化融資、この要求がございましたのは先生御指摘のとおりでございましたが、これも先生御承知のとおり、高度化資金は国と県との負担割合がきまつてございます。確かに

ある県におきまして高度化事業を大幅に推進しようといたしますと、国ももちろんござりますが、県の負担が大幅にかかる。そこを何とか平準化する方法はないか、こういう考え方で出た点は十分私ども実は理解できるところではございます。しかし、私ども内部でもいろいろ検討いたしましたのでございますが、やはりそういう高度化資金の県の負担というものは、第一義的には県の財政全体の中で措置をしていただくことが必要ではないか。もしその県の中でその辺の調達が困難といふふうなことになりました場合には、交付税あるいは地方債、こういう制度がございます。それに乗つていただくというのが、やはり財政全体を考えます場合に筋ではなかろうか。地方財政対策の一環いたしましてそういう問題を解決願う、これがやはり必要なものではなかろうか、かようによれば考えたわけでございます。

かりにこういう制度で平準化融資というものをやつてしましますと、国と県との負担割合がきまつておりますほかの制度にも波及する面もござりますし、それから、もしかりにこの制度を発足させるといたしましても、どうしてもその平準化融資というものは、地方債とのバランスもとらなくちやならない。そういたしますと、その意味もあまり大きいものではないのではないか、こういうふうなことで、私どもいろいろ検討の結果、何とか現在ございます地方債等の制度の中での問題を解決していただけないかというふうに考えたような次第でございます。

なお、その点につきましては、通産省のほうで自治省とも十分御相談願つて、明るい見通しがある、かよう聞いております。そういうことでござりますのでぜひ御了承願いたいと思います。

○中村(重)委員 これで終わりますが、秃河主計官、先ほどの小企業経営改善資金ですが、四十九

年度はもう各省話し合つてやつたのだからこれでいく以外にないと言われたが、次年度からは、いわゆる五十年度からは実態を十分調査をして、そ

の実情に即するようにやりたいというお気持ちが

含まれているのかどうか、これを一つお答えいた

だきたいことと、外山長官には、この小企業經營改善資金については、実態をほんとうに調査をして、大蔵省に十分理解をさせるよう努力をさ

れる必要があるということを、これは北村課長にあわせてですが、申し上げておきます。

それからいまの平準化資金の起債、縁故債だから、縁故債は利率が非常に高い。平準化資金であれば四・一%であった。しかし四・一%では私は縁故債はないと思う。これでは負担がたいへんなんだから、ますます都道府県の間に格差がつく。

だからこの縁故債をできるだけ利率が安くなれるよう何か配慮をしておられるのかどうか、その点についてはひとつあなたからお答えをいただきたい。

○秀河説明員 小企業經營改善資金の条件の問題につきましては、現段階におきまして、私まだ先

生に、五十年度以降は改善をするとか申し上げる立場にはございませんので、たいへん恐縮でござりますが、先ほど通産大臣も中小企業庁長官も、

改善をすべきことがあるならば前向きで取り組む、こういうお話をございましたので、それを十分受けまして検討させていただきたいと思っております。

○外山政府委員 何と申しましても、小企業經營改善資金千二百億の実行をするわけでございます。

○野間委員 昨年の秋から暮れにかけまして、とりわけ石油危機を契機とする物不足あるいは物価の急騰、このような大企業あるいは大商社の人為的策動によりまして、国民がたいへん被害を受けたわけであります。とりわけきょう私がここで質問申し上げるのは、物不足あるいは原料高、こういう中で受けた中小企業の皆さんの苦しみ、被害、これらに対する政府の施策、こういうものを中心にお尋ねしていきたいと思います。

最初にお伺いしますのは、いま申し上げたような石油危機あるいは物不足、こういう中で中小、とりわけ零細企業者がどんなに苦しめられたか、これらについて具体的な調査をされておるのかどうか、お答え願いたいと思います。

○外山政府委員 膨大な中小企業のすべてにわたりて通じて調査といわゆるまいりませんか、お答え願いたいと思います。

○野間委員 いま通産局の聞き込み調査その他の話がありましたが、私がここでお聞きした

ましても、地方債でやるという制度で発足する以上は、またこの金利の引き下げにつきましては、御指摘のように今後も機会を見て努力をしてまいりたい、こう考える次第でございます。

○田中(六)委員長代理 午後三時三十分から委員会を開くこととし、この際、暫時休憩いたします。

#### 午後零時四十一分休憩

○田中(六)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

○野間委員 野間友一君。

○外山政府委員 私がなぜこのように冒頭からお聞きをするかといいますと、これは通産大臣も、あるいは通産省のいろいろな方針を統けまして、とりわけ零細企業には力を入れていく。こうしたこと

が述べられておりますので、特にこのような小規

模零細企業というものに対する手当てをするためには、その前提としてどのような実態に置かれていたのか、これらをつぶさに調査する必要があ

る、こういうことから私はお聞きしておるわけです。

先ほどのお答えでは、具体的な調査は、とりわけこのような零細企業にしばった形での調査はなされていないというようにお聞きしたわけ

ですけれども、私は、それはいかに所信表明するかはその他の方針の中で、こまかに施策あるいはその他の方針の中で、こまかに施策あるいはこまかに方針を立てているというように言われる

ます。先ほどのお答えでは、具体的な調査は、とりわけこのような零細企業にしばった形での調査はなされていないというようにお聞きしたわけ

ですけれども、私は、それはいかに所信表明するかはその他の方針の中で、こまかに施策あるいはその他の方針の中で、こまかに施策あるいはこまかに方針を立てているというように言われる

ます。先ほどのお答えでは、具体的な調査は、とりわけこのような零細企業にしばった形での調査はなされていないというようにお聞きしたわけ

ですけれども、私は、それはいかに所信表明するかはその他の方針の中で、こまかに施策あるいはその他の方針の中で、こまかに施策あるいはこまかに方針を立てているというように言われる

ます。先ほどのお答えでは、具体的な調査は、とりわけこのような零細企業にしばった形での調査はなされていないというようにお聞きしたわけ

ですけれども、私は、それはいかに所信表明するかはその他の方針の中で、こまかに施策あるいはその他の方針の中で、こまかに施策あるいはこまかに方針を立てているというようにと言われる

ます。先ほどのお答えでは、具体的な調査は、とりわけこのような零細企業にしばった形での調査はなされていないというようにお聞きしたわけ

ですけれども、私は、それはいかに所信表明するかはその他の方針の中で、こまかに施策あるいはその他の方針の中で、こまかに施策あるいはこまかに方針を立てているというようにと言われる

ます。先ほどのお答えでは、具体的な調査は、とりわけこのような零細企業にしばった形での調査はなされていないというようにお聞きしたわけ

ですけれども、私は、それはいかに所信表明するかはその他の方針の中で、こまかに施策あるいはその他の方針の中で、こまかに施策あるいはこまかに方針を立てているというようにと言われる

ます。先ほどのお答えでは、具体的な調査は、とりわけこのような零細企業にしばった形での調査はなされていないというようにお聞きしたわけ

ですけれども、私は、それはいかに所信表明するかはその他の方針の中で、こまかに施策あるいはその他の方針の中で、こまかに施策あるいはこまかに方針を立てているというようにと言われる

ます。先ほどのお答えでは、具体的な調査は、とりわけこのような零細企業にしばった形での調査はなされていないというようにお聞きしたわけ

ですけれども、私は、それはいかに所信表明するかはその他の方針の中で、こまかに施策あるいはその他の方針の中で、こまかに施策あるいはこまかに方針を立てているというようにと言われる

ます。先ほどのお答えでは、具体的な調査は、とりわけこのような零細企業にしばった形での調査はなされていないというようにお聞きしたわけ

ですけれども、私は、それはいかに所信表明するかはその他の方針の中で、こまかに施策あるいはその他の方針の中で、こまかに施策あるいはこまかに方針を立てているというようにと言われる

をやつておられるのか。これは通常の調査と、それから申し上げた秋から暮れにかけてのこの石油危機、物不足の中での具体的な調査、これについてお答え願いたいと思います。

○外山政府委員 私どもが行なつておりまする倒産に関する調査は二種類あるかと思います。一つは倒産事情追跡調査でございまして、中小企業の倒産につきまして、倒産の原因あるいは倒産後の状況等構造的な問題を明らかにするために各連産局を通じて四半期ごとに行なつておられます。

それからもう一つは小口倒産調査でございまして、御承知のように、負債金額一千万円以上のものは東京商工興信所等の別の機関が調べておりますが、この以下の小口倒産状況を明らかにするため、東京、大阪、広島と三地域に限られておりますが、東京商工興信所を通じまして毎月行なつておられる調査でございます。

倒産事情の追跡調査につきましては昭和四十年度から、それから小口倒産調査につきましては十四年度から予算措置が講ぜられておりまして、現在その二種類の調査をやつておられます。○野間委員 この追跡調査ですね、これは確かにやつておられるのがこの月刊中小企業の中に出でております。しかしながら、たとえばこの一月号によりますと、一月号に出ておる調査結果については、昨年の七月から九月、この四半期ですね、この中で九月期までのものしか出ていない。小規模企業については四半期ごとにしか景況調査がなされていません、これは私は大きな問題だと思うのです。

先ほど負担金額は一千万円以上、これらについては東京商工興信所等がやつておる、こういうお話をありましたが、これは民間の機関がやつておるわけですね。しかも負債額が一千万円以上、これを参考にしているだけで、こういう形での中小企業としての独自の調査はなされていない。しかも、小口について東京、広島あるいは大阪、こういう話がありましたけれども、こ

の三地域に限つての一千万円以下の小口の倒産調

査、これは中小企業庁が独自に調査をされておるのかどうか。そうじゃないんじやありませんか。

○外山政府委員 先ほども申しましたように、東京商工興信所に委託をして調査をしてもらつております。

○野間委員 そうしますと結局中小企業庁独自の調査は、先ほどあなたが答弁されたように、四半期ごとの景況とか、あるいは国民金融公庫ですか、あいう政府金融機関の窓口を通じて聞くとかいふことはあっても、零細企業者の具体的な調査そのものは中小企業庁独自にはなされていない、こういうことになるわけですね。

そこで私がお聞きしたいのは、先ほど東京商工興信所のお話がございましたけれども、これは中小企業庁が委託をしてやられておるのか、あるいは独自にやつたものを中小企業庁が参考にするのか、その点お聞かせ願いたいと思うのです。

○野間委員 それでは委託の内容についてお聞きしたいと思うのです。たとえば負債金額一千万円以上、これについては私も資料を持っております。ここにあるのは十二月と一月とですけれども、同じ委託をされておる商工興信所独自にやる調査は、こういう特報という形でさつとすぐ来るわけですね。ところが、負債金額一千万円以下についてははどのよう、たとえば何月分をいつまでに報告せいというような契約の内容になつておるのか、そのことをひとつ明らかにしていただきたいと思うのです。

○井上説明員 お答えいたします。  
先生の御指摘の調査につきましては、東京商工興信所と委託契約をかわしているわけでございません。ただ、すけれども、契約書の中には、いま先生が御指摘になつた点までは規定してございません。たゞ、実態がどうなつていて、どういうことを申し上げますと、現在、調査結果が出ますのが大体一ヶ月おきでござります。ですから、たとえ

ば十一月の倒産につきましては、まあ現在のこと

ろでございますと、大体三月初めごろに結果が出でございます。

○野間委員 まあどうですか、長官。ほんとに一番被害を受けるのは小規模企業なんですよ。ところが中小企業独自にこれは調査しないで興信所に委託しておる。しかも、この委託の結果が、昨年の十二月の分が三月にならなければ出でてこない。これは一体どういうことですか。きめのこまかい施策をするために、しかも一千万円以上については民間の興信所が調査をしてすぐ出す。翌日に出でおりません。ところが、小規模については三月にならなければ結果がわからない。これは一体どういうことですか。それこそ小規模零細企業、これらを軽視しているということ以外の何ものでもないじやありませんか。なぜこんなにおくれるわけですか。

○外山政府委員 私どもも少しでも早く結果が知りたいわけでございますが、何と申しましても負債金額一千円未満のものの調査となりますと非常に時間がかかるし、内容の分析もむずかしいよ

うでございます。銀行の取引停止処分を受けた社員を起点といたしまして、その内容を具体的にフォローしながら、しかも実際に倒産となつたかどうかということがありますと、少し時間がたつてみませんとわからぬといふふうなこともございまして、どうしても結果の把握がおくれがちでござります。

御指摘のよう普通のときならよろしくうございますが、やはり調査の結果が早く知りたいとかいうふうな時期であれば、こういったテンポでは確かに問題があるかもしれません。これらをやはり改善していかなければいけないと思いますが、当面こういったことを、この制度自身をいじるといふふうなことをひどく明らかにしていただきたく思います。

そこで、先ほど申しましたように、できるだけ確かに問題があるかもしれません。これらをやはり改善していかなければいけないと思いますが、いましてもなかなかむずかしい点が多々ござります。

ということで、いろいろなひどい中小零細企業に対する打撃、この中では特にそれがきびしく要求されると思うのです。長官、いかがですか、私のこ

の意見は誤つておりますか。当然やらなければなりませんと思うのです。

特にいま申し上げたように、四十九年度の中小企業施策の重点、この中でも、小規模企業対策については中小企業施策の中でも特にきめこまかく行き届いた施策が必要である、こう言っておられ

る。また、先ほども引用しましたけれども、通産大臣の所信表明の中でも、「中小企業の大多数を占める小規模企業策については、さらに格段の強化をはかる必要があり」ということで、これら企業に対する対策を重視するということを言っておられるわけです。ところが実際には、これらの対策を立てるための前提である調査すらが非常に不十分である。十一月分がやっといまどろくなつて興信所から資料が上がつてくる。こういうことでは手おくれなんです。これについて具体的にどのような改善、改良を考えておられるのか、明らかにしていただきたいと思います。

○外山政府委員 理想を申しますれば、いろいろもっとやらなければならないことがたくさんあるかと思いますが、何と申しましても、一つには、小口倒産の実態というものは、先ほど申しましたように、その把握に非常に時間がかかります。実際のケースよりは時間がかかるというようなこともありますし、また件数が非常に膨大になつて、東京商工興信所ですら全地域にやるとなつたらいいへんになるのではないか。こう思っています。

一方、政府独自がそれでは倒産の調査をやるべきではないか、民間に委託するのをおかしいのではないかという御指摘でございますが、これも確かに政府みずからがやるべき事項だと思います。しかし、これをいま正確にやるなりますと、商工興信所ですら、現在全国に二千有余の人を配しながら適時適切に事態を把握し、その実情を調査してそれを集計するというふうなことをやつているわけでございまして、費用の面でも、人員の面でも、機構の面でも、たいへん膨大なものがなければ、なかなか現在のものに及ぶようなものすらむずかしいというふうな実情でございます。したがいまして、私どもとしましては、現在のところは、やはり既存の民間専門調査機関を活用していくのが効率的、効果的であるというふうに考えて

いるわけであります。

○野間委員 そうしますと、今までどうりのことです。あるいは私が指摘したのが正しいとすれば、どういうふうにしてこれを改善していくかということについて明確な答弁がないと思うのです。

○外山政府委員 政府みずからが民間の調査機関にかわってやるべきであるという点については、いまのところ、そこまでやるよりも、効率的な面から考えると既存の機関を利用したいということです。ただ、私どものやっております小口倒産の問題につきましても、あるいは追跡調査の問題につきましても、改善すべき点はできるだけ改善して少しでもおくれを取り戻すようなど、あるいはその傾向を全体に反映させるような勉強、そういう点に今後もつとめてまいりたい、こう考える次第でございます。

○野間委員 私は、いろいろ中小企業庁に聞きまして、たしか委託料は、四十七年度が四百二十万円、四十八年度が四百四十万円、四十九年度はまだ契約をしていない、しかしほ四十八年度に見合ふものではないか、こういうふうに聞いておるわけです。私は、いまのこの金額の多寡については触れません。しかしながら、たとえば商工会議所あるいは商工会の経営指導員といふものをまたことしもふやされました。六千何名ですか、こういふものをやはり使っていくこと、あるいは通産局、出先を使うということ、それから民間の機関に委託するということ、こうしたことであれこれができるだけの姿勢で力を出していく、こ

ういうことでなければ、今日までのようない状態を続けておれば、いま言いましたように、三ヶ月もおくれた結果しかつかむことができない。三月になつて十二月の実態を調べても、今後の問題については一定の有効性はあると思うのですが、しかしながら、先ほどから申し上げておるよう、倒産する前にこれを未然に防ぐ、あるいは被害をできるだけとめていくという観点からすれば、一千万円以上の倒産についてこういう調査が民間によつてやられておる。これからしても、一千万円以下は確かに規模が小さいわけで、いろいろ手数がかかると思うのですが、しかしやろうと思えばできるのです。

私は、実はこれはいま名前はあげませんけれども、興信所に聞いてみました。これは東京興信所じやありません。ここで聞きますと、大口倒産とはほぼ同じころ、つまり翌月の中ごろまでには結果は出せるはずだ、私たちならこれをやります、こういうことを言っておるので。私はその興信所から頼まれたわけじやありません。しかし、ほんとうにこんなに小規模の場合にはおくれるのかどうか、こういうことで調べてみたのです。ところが、できるというのです。ですから、私は、その中で小企業庁の姿勢が、このような今日までのいろいろな結果になつてあらわれておると思うのです。くどいようですが、これで、こまかい施策をこれからやつていく、重点に置いておられる、その中で少なくともやはりこのくらいのことは、もっと強く、もっと本腰を入れてやるべきではなかろうかと思うのです。そこでなかつたら十全の施策はとれるはずはありません。こういうことについて、通産大臣、あなたの御所見をお伺いしたいと思うのです。

○中曾根国務大臣 地方通産局は常に動態把握をやつております。いまも通産局長会議をやつております。いまも通産局長会議をやつております。いまも通産局長一人一人から報告を聞いておりますけれども、また、ときたま大阪や名古屋へ行つたときに通産局長に会いますから、景気はどうだ、倒産

ははどうだ、物資の状況はどうだ、あっせん所の状況はどうだ、そういうことを常に聞きます。通産局長が當時これをとらえて、自分の部下に現場に行つて見てこいとか、自分がまたいろいろなところへ出向いて聞いて、皮膚感覚をもつて彼らは動態を把握しようと思って懸命に努力をしておるところであります。

それから、役所が直接調べるがいいか、あるいは民間に委託するがいいか、これまた功罪おの

おのあると思います。役所が行つた場合には隠すという要素もありますし、民間が行つた場合には気やすくわりあいに何でもしゃべるという要素もありますし、また逆の面もあるでしょう。そういう意味において、これは役所はときどきサンプリング調査をするとか、民間の調査は民間の調査で、もつと早く報告が出せるものは出させるとか、そ

ういうような改善をする必要はあると思っております。

○野間委員 それでは、その点、とにかくできるだけ改善をしていただく。こういうお答えがあつた。

そこで、次に質問を続けていきたいと思うのです。そこでお聞きするわけですねけれども、興信所の調べによると、昨年の十一月からの倒産件数は一体どういうようになつておるか。その中でインフレあるいは物不足、これらの倒産はどの程度割合あるいは特徴があるのか、お答え願いたいと

思います。

○外山政府委員 最近の倒産の動向を見ますと、からも、一月の倒産件数は八百二十一件で、これは十一月の件数に比べますと若干落ちておりますが、前年同月に比べますと八二・九%増ということで、一月としては最高の水準が続いているわけ

でございます。

こうした最近の倒産の要因を見ますと、やはり金融引き締めのとで、原材料の不足とか、原材料価格の上昇といったようなことによる採算割合を調べてみると、昨年の上期が八%ぐらい、

ところが下期に一八・二%ぐらいにあつていて、今年の一月にその統計を当てはめてみますと、三

こういうふうな判断をして、るところだございま

す。

○野間委員 いまのは一千万円以上の負債金額の倒産の件数並びに特徴だと思います。小口倒産についてはいかがですか。いたいた資料の中で、これは東京二十三区、大阪、広島、これに限られて、その中で、数も書いてありますけれども、たとえば東京二十三区、これは十一月では四百十件、大阪五十四件、それから広島四十一件、こういう数字が出ておりますけれども、この中で、インフレあるいは物不足、これらに基因する倒産件数はどういう割合になっておるのか、お聞かせ願いたいと思うのです。十一月はいかがか、その点についてもお聞かせ願いたいと思います。

○外山政府委員 先ほども結果がおそいというふうな御指摘を受けたわけでございますが、小口倒産につきましては十一月までの数字が出てるわけでございまして、これだけで見ますと、四十八年の後半やや増加の傾向程度でございまして、先ほど私が一千万円以上について申し上げましたような傾向はまだ出てないわけでございます。

それからもう一つ、いま御指摘のような分類によりますその十一月までの数字の割合、これは実はまだやつておりませんので、いろいろな從来の項目による整理だけでござりますので、ただいまのような問題意識に応じた十一月までの整理を早急にやりたいと思います。

○野間委員 そうでしょう。ですから、十一月までの分についての表、これは正式の発表のものじゃないのですけれども、これは件数はあるんですね。ところが、これの分析がないわけです。でも、いまあなたが答弁されただれども、こういう原因による倒産が非常にふえておる。私は小口の場合にはなあさらだと思うのです。これは大企業からはずつとこう系列化というか、下にくぼみとこれららのしわ寄せを受ける度合いが大きいとい

うことは当然の事実だと思うのです。しかしながら、こういうことにおいてすらまだ十一月の実態すら分析がなされていない。ここに私はやはり大きな問題があると思うのです。いま通産大臣がこれを早めるように努力する、こう言われたけれども、少なくとも一千万円以上のこれらと同じ速度でこれらの調査の結果がわかるよう、こういう手立てをとらなければ、私は実際の施策が後手後手に回ると思うのです。

先ほどあげましたけれども、一流の大企業の興信所によりましても、これは翌月中ごろにはできるというのです。ですから、そのあたりさらにつ、委託先あるいはその他実態をもっと調べて、そうしてほんとうに早くできるものもあるかどうか。私の言つておるのはうそかどうか。ほんとうであれば、その一千万円以上と同じように、少なくともそれらの時期と同じころに調査の結果がわかる、こういう体制をぜひとついただきたい、こう思いますけれども、いかがですか。

○外山政府委員 小口倒産の結果の分析につきましても、いま御指摘のようなことを頭に入れまして、できるだけ改善してまいりたい、こう考えます。

○野間委員 それからもう一つの問題は、委託されておる興信所の調査の範囲が、東京、大阪、広島、この三つに限られておるわけですね。そこで、問題になるのは小規模企業、この中には地場産業が非常に多いのです。たとえば神戸のケミカルシニーズであるとか、あるいは和歌山でいいまと皮革、奈良も同じですね。その他プラスチックとか、いろいろその土地土地の小規模零細企業の特徴、これがあるわけです。しかも、これらがもろに直接大きな被害を受けているわけですから、これらに対する対策も同時に考えなければならぬところです。店を閉めて首をつるかあるいは働きに行

どのようにされるのか、あわせてお答え願いたいと思うのです。

○外山政府委員 御指摘のように中小企業の分布は非常に広範でございます。特に地場産業といつた性格を持つものが多数ござります。ただ、こ

の小口倒産というかつこうの制度を始めましたのも実は四十年代の初めだったかと思いますが、何とかこういったことで小口倒産の実態を地域的に少しでも調べようということで始めたわけでございまして、予算の許す限りその地域を次第に広げてまいったわけでございまして、つい二年ほど前に広島まで広げて、三地域にして実施しているのが現状でございます。今後必要に応じ、また、予算の許す限り地域の拡大をしてまいりたい、こう考える次第でございます。

○野間委員 私がくどいほどなぜこうしたことを行なう業者がおるので、これは御存じだと思われる。御主人と奥さん、家族でやつておられる個人企業ですね。手形の発行もしない、手形取引もしない、こういふところでは好不況の波をもろにかぶりまして、結局無権利な労働者となつて店を開めて外へ働きに行く。これは倒産の実態調査にも載らないものなんです。下にくほど悲惨なものです。ある零細企業者に聞きますと、倒産できません。ある企業、これはまだ私はうらやましい、こう言うのです。店を開めて首をつるかあるいは働きに行

については約八割、この企業が原材料の入手難を訴えています。中小企業庁のいろいろな報告を見ますと、原材料の入手難というものはありません。原材料高という項目はあっても、入手難といふものはありません。これは私は認識を誤ってお

ると思うのです。金を出しても買えない。いまのことを私は言っておるのでない。昨年末までのことを、とりわけ私は強調して言っておるのであります。それから価格についても、一次製品について原材料の急騰、これが五割上がつてお

ります。東京都の十一月の調査ですから、さらにこれは東京都の十一月の調査で発表されています。私はもらつてしまひました。しかし

よりも一そく深刻になつておるといつことが明らかだと思うのです。このようにして、單に石油製品だけではなく紙、セメント、あるいは建築資材、これらの中には不足、高騰、これらがほんとうに深刻な状態に中小企業者をおとしいれて自殺者まで出している。これらに對してとりわけここでお聞きしたいのは、いわゆる原材料の確保の点について中小企業庁はどのような手だてをしてこれらたのか、ひとつ答弁を願いたいと思います。

○外山政府委員 昨年の秋からいろいろな原材料につきましてそういう中小企業が入手難を訴えるといふような事情が発生してまいりました。特に石油問題が起りましてから一そくその度合いを深めたようござります。そこで、私どもといたしましては、物資を所管する原局の方々に中小企業向けのあせん所をつくつていただく、そしてこれは物の入手をはかることがまず大事であるということで、物資の所管原局にそのお願いをしました。物資を所管する原局の方々に中小企業向けのあせん所をつくつていただく、そして改

善する意思があるのかないのか、あるとすれば六日から三十日まで石油供給削減の都内中小企業に対する影響調査をやっております。その結果でそこまで、東京都の経済局が去年の十一月の二十日に対す

石油の一次製品については約半数、二次製品

れぞれの地域にできまして、そしてそれなりの効果を発揮した、こういうふうに考えておるわけでございます。

○野間委員 すべての物資について私はここでお尋ねをする時間があつせんので、紙についてひとつお尋ねしたいと思うのです。あつせん相談所を設けられた、これは私も承知をしております。そこでお聞きしたいのは、これはいたいた資料では一月二十三日現在になつております。これは紙パルプ連合会のものをたしかいたいたわけですが、それども、申し込んだ件数、申し込み数量、それから処理あつせん数量、こういうのがあります。これによりますと、一月二十三日現在で充足率が四三・七%、つまり要求の半数以下になつてゐるわけですね。実は私も和歌山で申請された方から苦情を受けたわけです。申し込んでナシのつぶてである。私は紙業課長にもだいぶお願ひして、やつと二ヶ月以上おくれて出していただきました。しかし、これについても数量は統計とほぼ同じなんです。どこへ行つても物はない、町の印刷屋さん、紙の小売り屋さんいま申し上げたようない倒産件数にからないような零細企業の皆さんがほんとうに困られた。いまあつせん所の話がありまつたけれども、これは十分機能を果たしてない。紙について言つただけでも、これは全体の平均なんですが、充足率が四三%、これが実態でございます。

セメントについても同じことが言えます。東京

都内で十二カ所の指定店を設けましてあつせんをやられました。これにも制限があります。一回に一袋四十キログラムを詰め千袋以下、こういう制限でやられました。そのころ私たちは、建築業者の皆さんから、行つても物がない、十袋もらつても、これは東京都内十二カ所しかありませんから、仕事を休んでとにかくそこまで足を運ばなければならぬ、車を持っていかなければならぬ、しかもやつと行って家を一軒建てるのに必要な量しかな、こういう苦情をいぶん受けたのです。これについても私は十分ではなかつたと思うのです。

○橋本(利)政府委員 初めにあつせん所の実績につきまして、先生のお手元に先日届けてございました。それで、この二月五日からその運用を改善いたすことになりました。申しますのは、いままでは関係団体を経由して受け付けまして、その上で申込者あるいは申し込み数量等について審査をして、つましくあつせん所を開設して以来の経験に徴しまして、これは紙業課長もよく知つておりますけれども、あつせんの形と申しますか、あつせんそのものが手続的にも非常に複雑な制度になつております。されば上に上がる、そこになければさらに上に上がる、そしてそこになれば協力会社、紙のメーカー、ここへ行つて、そこからまたおろしていく、つまりあつせん所は設けたけれども、特別のワクをつくってなかつたわけですね。ですから、私もいろいろ頼まれて大阪の通産局へかけ合いました。いや、これはもうちゃんと割り当てが行つてあるはずだ、こう言うわけです。ところが、紙の問屋に行きますと、これだけやれという指示は受けたけれども紙を回してくれないというのです。これは一体どういうことですか。單にあつせん所を設けて指示はするけれども、肝心の紙が回らなければ、これはから手形なんです。こういうことで何度も何度も足を運び、また紙業課長にもお願いして、やつとこさつと何とか申し込みの半数が手に入つたわけであります。しかし、二ヶ月以上おくれておりました。これが実態なんですね。紙のワクを設けなかつた。こういうところに中小企業、零細企業に対する政府の姿勢が私は出でておると思う。欠陥があったと思われないのか。これで十分だと思われるのか。これは私は、いろいろ言いわけがあると思うのです。電力や石油の削減で思うように紙が回らないというようなことは私は返つてくると思うのです。しかし、根本的にはそういう姿勢が欠けておつた、私はこう言つても過言でないと思うのです。これでよかつたのか、あるいは悪かったのか、これ以上できなかつたとおっしゃるのかどうか。これは今後の問題がありますから、ひとつ明確に局長からでもお答え願いたいと思うのです。

○野間委員 私がお聞きしたのは、欠陥があつたということを認めたと思うのです。そこで、時間があつせんから質問を続けます

○橋本(利)政府委員 初めにあつせん所の実績につきまして、先生のお手元に先日届けてございました。それで、この二月五日からその運用を改善いたすことになりました。申しますのは、いままでは関係団体を経由して受け付けまして、その上で申込者あるいは申し込み数量等について審査をして、つましくあつせん所を開設して以来の経験に徴しまして、これは紙業課長もよく知つておりますけれども、あつせんの形と申しますか、あつせんそのものが手続的にも非常に複雑な制度になつております。されば上に上がる、そこになければさらに上に上がる、そしてそこになれば協力会社、紙のメーカー、ここへ行つて、そこからまたおろしていく、つまりあつせん所は設けたけれども、特別のワクをつくってなかつたわけですね。ですから、私もいろいろ頼まれて大阪の通産局へかけ合いました。いや、これはもうちゃんと割り当てが行つてあるはずだ、こう言うわけです。ところが、紙の問屋に行きますと、これだけやれという指示は受けたけれども紙を回してくれないというのです。これは一体どういうことですか。單にあつせん所を設けて指示はするけれども、肝心の紙が回らなければ、これはから手形なんです。こういうことで何度も何度も足を運び、また紙業課長にもお願いして、やつとこさつと何とか申し込みの半数が手に入つたわけであります。しかし、二ヶ月以上おくれておりました。これが実態なんですね。紙のワクを設けなかつた。こういうところに中小企業、零細企業に対する政府の姿勢が私は出でておると思う。欠陥があったと思われないのか。これで十分だと思われるのか。これは私は、いろいろ言いわけがあると思うのです。電力や石油の削減で思うように紙が回らないというようなことは私は返つてくると思うのです。しかし、根本的にはそういう姿勢が欠けておつた、私はこう言つても過言でないと思うのです。これでよかつたのか、あるいは悪かったのか、これ以上できなかつたとおっしゃるのかどうか。これは今後の問題がありますから、ひとつ明確に局長からでもお答え願いたいと思うのです。

○野間委員 私がお聞きしたのは、欠陥があつたということを認めたと思うのです。そこで、時間があつせんから質問を続けます

○外山政府委員 そこで国民金融公庫の関係について若干お聞きしたいと思うのです。これは大蔵省になるのが中小企業庁になるのか、適正な流通マージンを加え、種類によつて違いますが、市中価格より一ないし二、三割程度安くあつせんできるようにいたしておるわけでございます。

○野間委員 私がお聞きしたのは、欠陥があつたといふことを認めたと思うのです。いまそれが大蔵省になるのが中小企業庁になるのか、適正な方がお答え願いたいと思うのですけれども、中小企業者からの貸し出し申込額に対して貸し出しワクは十分に持つておるのかどうか。これはあれこれ聞いてみますと、いまのところあるという答えが返つてくるのです。第四・四半期、一月から三月までの貸し出しのワクは千八百十億というよう聞いております。そこでお聞きしたいのは、ワクそのものは十分持つておるというふうに聞いておるわけですが、第四・四半期、一月末ではどれだけ消化したのか、一度お聞かせ願いたいと思うのです。

○山田説明員 御指摘のように一・二・三月につきま

しては千八百十億ございまして、三機関合計でありますと三千七百数十億といふことで、昨年同期に比べまして四十数%アップのワクが用意してございます。一月末までに国民公庫の「場合幾ら使ったか、ただいま手元に数字がございませんけれども、相当申し込み期待額があふえている」ということは承知しております。実態につきましては午前中申し上げましたように、ヒヤリング等を行ないまして実情把握につとめておるところでございまして、今後必要な対策を講じてまいりと考えでございます。

○野間委員 私が聞いたら、国金について言いますと、ワクは十分あるのだということを聞いておつたのです。ところが、いまあなたの答えにもあつたけれども、それじゃ一月に一体幾ら消化したのか、これについてはまだ調査していない。調べてもいいものがワクは十分ある、こういう答えが返ってくるはずがない。調べもしないでこういふことを言うことは慎んでいただきたいと思うのです。これはいま政府の関係機関は中小零細企業に対する手当をしなければどうしようもないと思います。

○外山政府委員 国民金融公庫に限つて申しましたが、いつもに比べましてすでに一月の初めから二〇%ないし三〇%申し込みがあふえています。最近の事情を聞きますと、その申し込みをしてからこれを処理する時間が、いつもに比べて倍増しているというふうに聞いております。と申しますのは、これからのことを考えますと、現在申し込まれたことのないように考へると、国民金融公庫に新たな需要がございませんでも、これを処理するだけでも一ぱいでございまして、これ以上資金のワクを追加いたしませんと、国民金融公庫に新たな需要がございませんても、これを処理しきれない事情にあるのでないか、こう考えるわけでございまして、私もいたしましたは、国民金融公庫の融資事情につきましては、国民金融公庫にこれからしなければならないのではないか、急速にこのことの結論を出さなければなりません。

ければいけないのではないか、こう考えておる次第でございます。

○野間委員 それはいまの時点で具体的にどのくらいワクを追加されるのか、ひとつ具体的にお答えを願いたいと思うのです。

○外山政府委員 目下大蔵省とそれを具体的に詰めているところでございます。

○野間委員 おそいのですよ。だから私は後手後手だと言ふのですよ。いま首を振つていいけれども、そうでしょう。零細企業の倒産調査すら十二月のものがまだまだ出ていない、こういうようなのが、いまのあなたの方のとつている態度なんですね。十一月、十二月、このときに零細企業者が出した手形、これは三月、四月に危機を迎えるのです。もう二月もおしまいます。いまにしてこれに対する手当をしなければどうしようもないと思うのです。

私はある大田区の冷暖房の工事会社でいろいろ聞いてみました。二月八日に国金の大森支店に百八十万円の借り入れを申し込みました。これは運転資金——手形の決済とか外注先への支払いに早期に必要だから申し込みをいたしました。ところが、いま至るも審査決定通知すら受け取っていないのです。さらに大森支店で聞きました。決定通知を受けてからでも一ヶ月から一ヶ月半しないと金を受け取ることができない、こういう現状なんですね。三月、四月の中小企業の危機、これを迎えるにあつて、二月八日に申し込んだものがいままだ決定通知すら受け取れない、これが実状です。

大森支店に聞いてみました。こういうことを言つております。貸し出しワクを食いつぶしているので、いまのところまだこれらを履行できていませんし、また、資金需要の申し込みがございませんし、また、お方がから次々にという形式的な支店間ににおけるワクの融通ということが第一でござりますし、また、資金需要の申し込みがございません。ほんとうの資金需要の緊要性と申しますが、そういった点を踏まえて強力的に対処するよう常日ごろ言つておるところでございますが、なお実情を調査いたしましてよく指導いたします。全体としてのワクの問題につきましては、ただいま長官時点ではもうすでに五百二十二件、一七一%、金額十八件、前年同月比で一七〇%、二月二十五日の時にいたしますと十三億百万円、一九七%、もうワクを食いつぶしておるというのです。百八十万円の金を借りるのに、いまだに決定も出ないというのが現実なんです。

先ほど長官は、ワクを早期に考えると言いました。大蔵省と検討しておると言いました。しかしまだ具体的にこれはきまらない。これは一体手だと言ふのですよ。いま首を振つていいけれども、そうでしょう。零細企業の倒産調査すら十二月のものがまだまだ出ていない、こういうようなのが、いまのあなたの方のとつている態度なんですね。十一月、十二月、このときに零細企業者が出した手形、これは三月、四月に危機を迎えるのです。もう二月もおしまいます。いまにしてこれに対する手当をしなければどうしようもないと思うのです。

○野間委員 私は予算委員会でも問題にしたのですが、いまの他の物不足に基因する小規模零細企業、これらをやつておられます。ところが問題は、ネオンサインの業者だけではないと思うのです。石油関係その他の物不足に基因する小規模零細企業、これらについては三月、四月が最も深刻な時期を迎える。このようなものに、同じ政府の金融機関である輸出入銀行その他からはどんどん金が出ていく。ところがわざか百八十万円の金がこういう手だてをしても、実際いまのあれから言いますと間に合うかどうかわからない。

そこで、具体的にお聞きしたい。国金の大森支店、これについて実態を調査して早急に対処するかどうか、お答えを願いたいと思います。

○山田説明員 大森支店のお話がございましたけれども、私どもとしては、国民公庫全体としてすでにワクを食いつぶしているというところまでは行っていないようになっています。実情は調査いたしますが、まずやるべきことは、国民公庫各支店間におけるワクの融通ということが第一でござりますし、また、資金需要の申し込みがございません。ほんとうの資金需要の緊要性と申しますが、そういった点を踏まえて強力的に対処するよう常日ごろ言つておるところでございますが、なお実情を調査いたしましてよく指導いたします。全体としてのワクの問題につきましては、ただいま長官時点ではもうすでに五百二十二件、一七一%、金額十八件、前年同月比で一七〇%、二月二十五日の時にいたしますと十三億百万円、一九七%、もうワクを食いつぶしておるというのです。百八十万円の金を借りるのに、いまだに決定も出ないというのが現実なんです。

○外山政府委員 全体としまして中小企業金融の逼迫事情が今後加わっていくと思います。ただ、確かに業種的には跛行性がございまして、たゞまのネオンサインのような業種はいち早くそういった問題が来たのだと思います。私どもとしても注意深く見守つていただきたい、そして同様の事情にあるものには同様の手当てをするようにしたい、また、そういうことを背景とした全体的な中小企業金融に対する配慮を適時適切にやつてしまつたいたい、こう考えています。

○中曾根国務大臣 中小企業、特に零細企業に対する倒産対策、予防対策等については、従来いろいろ注意深く見守つて対策も講じてきたところであります。が、最近の事態にかんがみまして、融資そのほか諸般の点について万全の対策を講じたいと思っております。特に石油についてストレートな直撃を受けたネオン業者あるいは広告塔業者

クを食いつぶしておるというのです。百八十万円の金を借りるのに、いまだに決定も出ないというのが現実なんです。

月、これが非常にきびしい。これは政府もひとく認めておられる点であります。

〔田中（六）委員長代理退席、稻村（佐）委員長代理着席〕

おそらく通産大臣もそのようにお考えになつておると思うのです。

そこで、この緊急事態に對して特に緊急融資、先ほど長官は、ワクを早期に考えると言いました。大蔵省と検討しておると言いました。しかしまだ具体的にこれはきまらない。これは一体手だと言ふのですよ。いま首を振つていいけれども、そうでしょう。零細企業の倒産調査すら十二月のものがまだまだ出ていない、こういうようなのが、いまのあなたの方のとつている態度なんですね。十一月、十二月、このときに零細企業者が出した手形、これは三月、四月に危機を迎えるのです。もう二月もおしまいます。いまにしてこれに対する手当をしなければどうしようもないと思うのです。

思つております。

<p>等については諸般の対策を講じましたが、それに準ずるものにつきましても、われわれとしては同じように手当ををしていきたいと思っております。</p> <p>○野間委員 それでは時間が来ましたのでこれで終わりますけれども、その点早急に強く要望しておきたいと思います。</p> <p>○稻村(佐)委員長代理 松尾信人君</p> <p>○松尾委員 大臣も時間があまりないということありますので、要点をつかんで私も質問いたしまりますので、大臣もそのつもりでお答え願いたいと思います。</p> <p>この企画庁の月例経済報告を見たのでありますけれども、どうも国際収支というものが非常に悪い、こういうことであります。四十八年中の貿易取支では三十七億四千万ドルの黒字であります。しかし、前年に比べてこれは半減いたしております。貿易外収支では赤字が三十四億七千万ドル。</p> <p>〔稻村(佐)委員長代理退席 武藤(嘉)委員長代理着席〕</p> <p>長期資本収支も九十七億二千万ドルと赤字の急増。結局総合収支で百億七千万ドルと過去最高の赤字を示したわけであります。</p> <p>四十九年中ではどうか、こういうことでありますけれども、これはまた政府の見通しによりますと、貿易収支については三十四億ドルが黒だ。経常収支で四億五千万ドルの赤、結局基礎収支で四十八億五千ドルの赤、このような収支の四十九年度の見通しになっておるわけであります。</p> <p>そこで、こういうことを前提といたしましてお尋ねしていくわけでありますけれども、やはり何といつても大きく金がかかるというのは油にしばられてまいります。四十八年の輸入数量が、これは速報値でありますけれども、二億八千九百六十一万六千キロリットル、前年比一・一六・二%の増、金額で五十九億九千八百万ドル、これが前年比一五二・七%の増、これをその点からはじきますと、キロリットル一千ドル七十セント、これはバーレルにいたしまして三ドル三十セント、このよう</p> <p>になります。かりに四十九年度の原油の輸入数量といふものを四十八年度と同じく抑えますと、バレル十ドル、このようないたしますと、百八十分位の外貨を必要とするわけであります。大臣のお答えは、今年の輸入見込みは二億七千万キロリットルだと、ことありますけれども、どうも最近のいろいろの入荷状況その他から見ますとこれはふえてくるのじゃなかろうか、このよう思ひますけれども、大臣の簡単な、簡単といいますけれども、確信のある簡単なお答えを聞きたいと思います。</p> <p>○内田国務大臣 松尾さんの御想定のとおり、四十九年度の原油輸入のための外貨払いは、四十八年度に比べますと相当ふえることは当然でござります。私どものほうも、そういう観点から、おおむね四十九年度は原油の外貨払いを百五十億程度ぐらには輸入の中で見込んでおるわけでござります。原油の価格は、FOBでアラビアン・ライトで八ドル何十セントといふことで一月一日からきまっておりますけれども、しかしそれはFOBの価格でござります上に、いろいろな種類の油もござりますから、やはりそれは九ドル程度ぐらいに見込んでおいてしかるべきではないか、かようにも考えまして、百五十億ドルと見込んでございます。</p> <p>しかし私は、いま松尾さんのおことばにもございましたが、腹の中では、石油の価格といふものはこれから先も上がる一方だと必ずしも思つておらない点もなきにしもあらず、これは表現がむずかしゅうございますが、そういうようなことで見てござりますので、大体輸入が、ほかのものを入れまして四百三十七億ドル、しかしながら、石油製品ばかりでなしに一般的の輸出単価も上がりますので、輸入のほうだけふえて輸出のほうは増加がな</p> <p>○中曾根国務大臣 四十九年度は総需要カットがえまして、かなりきびしく出てまいります。現在こういうふうに油が消費されておるのは十二月の安い価格で使われているからこれだけ使われておるのでありますから、先も上がる一方だと必ずしも思つておらず、これが将来高い値段にはね上がれば、油の消費自体も価格の面からかなり制約が出てくるであろう。一割、二割節減しても膨大な数字にのぼるわけでありますから、したがって総需要カットと</p> <p>○松尾委員 いまの大臣のお答えでありますけれども、いま石油、電力の消費の規制が総需要の抑制型という現在のやり方を急に変えることはできぬことがありますけれども、やはり何といつておも省エネルギーという観点からひとつ考えを変えたい、また、現在いろいろ生産されておりますけれども、四〇%くらい運んでおる。これ</p>
---

は鉄道の赤字も減るわけであります。

それから、マイカーの利用規制。これは現在二千五百万台といわれておりますが、毎年生産高がふえております。自動車の保有を公共優先にしていく。そしてモルテンシングで買いかえが非常に激しくあります。平均して日本は三年、欧米諸国は六年も同じ自動車を使っておるというようない点がありますが、それでうんと変わつてしまひります。

次が石油化学工業でありますけれども、これは詳しいことはもう内容を申し上げません。ただ、石油と電力の消費が相当ここに行なわれておる。おまけにそこから生産されるものには国民生活の破壊につながつておるものがあるということで、その代表的なものが合成洗剤である。これは石油から合成する際に大気汚染を起こす。塩素を使うから水銀汚染が起こる。また家庭で使用の洗剤が流出して、やがて回り回って飲料水に入り込んでくる。これは危険である。まず魚が大量に死んでいく赤潮の原因でもある。米国は次々とこの洗剤の使用、製造を禁止しております。粉石けんにかえるというわけでありますけれども、こういう考え方はいかがですか。これは大きい問題であります。今度は消費規制で合成洗剤のはうはゆるめわけですよ。そういう行き方であります。そういうことがやはり総需要抑制の中から国民生活に必要なものはゆるくしてあげましょうという大臣の配慮でありますけれども、基本的にいけばそういうところに問題があるというわけです。

それから使い捨てのプラスチック容器の問題であります。これはやはり何といつてもガラスびんにかえていく。これは一回限りのものであります。ガラスびんというものは二十四回、三十回使える、こういう問題であります。そしてプラスチックの包装材の乱用でいろいろな問題を起こしていりますが、これは汚染源であります。週刊は冬でも晴天のときは、これからとったお湯は非常によいお話でありますけれども、その効果、これでいました。これは結局家庭用ごみの中に占めるプラスチックの量が一〇%にも達しておる。

これは西欧諸国はわずか一%、イギリスは一%にすぎないわけであります。こういういろいろのものをつくつておるし、それがいろいろの害を及ぼしている。そういうところを思い切つて書いていきなさい。石油化学工業で要るものは確かにあります。そういうものはやはり規制をしないで、いまのようないくつかない規制のやり方でやつて、こういう逆に悪い影響のものを思い切つて切つてく、こういうことをお考えなさつたらどうか。

また、かん——これはアルミニウムでありますけれども、使い捨ての問題があります。これはかん公害を起こしておられます。

以上あわてて申し上げたわけでありますけれども、これを具体的に通産省として関係省庁と話し合いもするし、所管のものについては大臣のお考えでびしらとやつていかれる。そうして一つの省エネルギーの方向へ、またその中から公害が出でるかどうか。これは早く具体的に着手してもらいたい、私はこう思つて聞いておるわけであります。

**○中曾根国務大臣** いまお話をいただきましたのは例示であると思いますが、長距離輸送、マイカー、合成洗剤、プラスチック包装、そのほかの点については御趣旨には全く同感でありますから、私も役所の仕事として検討してみることにいたします。

**○松尾委員**

大臣が時間ですから、あと一言。こ

れで終わりにします。

省エネルギーのもう一つの面でありますけれども、これは太陽熱でお湯を供給するとか暖房するという問題であります。いろいろいまこの機器が売られております。また、最近は非常にいいものが開発されたということでありますけれども、これは私家庭で使いまして、非常にガスの消費節約になります。大臣もこれは使っておるとかいう約になります。大臣もこれは使っておるとかいうようなお話でありますけれども、その効果、これ

あります。が三千万人もおり、扶養家族を入れると相当の人が中小企業で生活しておるということですね。あれども、まだしつかりひとつやつてもらわなくちやいけません。いまの倒産といふものは、やはり小企業関係で質疑がかわされておりますけれども、倒産の問題であります。非常に多いといふことがあります。これは昨年十二月の倒産件数もあります。これが昨日十二月の倒産件数もあとおりとあります。これは昨年十二月の倒産件数もあとおりとあります。内容はもう申しません。四十八年の一年間でも八千二百二件、これは一昨年の七千三百三十九件と比べまして一千六十三件という増加であります。この中小企業を守るためにまゝりませんと、石油危機に対する中小企業の根本的な施策というものがどうも後手後手になってしまふと、いふことに終わるのだという心配があるのです。非常にめんどうな問題でありますけれども、やはり覚悟をそこまできめて、そしてこれにがっちり取り組んでいく、そして必要なものを供給していく、中小企業の倒産は今後絶対許さないとして必要な資金といふものは、もうわかつておりますから、そこから出していく、このようないくつかな問題では大藏省に文句を言わせない、このような体制が必要だと思うのですけれども、いかがですか。

**○外山政府委員** 御指摘のとおりだと思います。原材料の不足問題につきましては、やはり原材料自身が円滑に中小企業者にも入手されるようになりますけれども、やはり覚悟をそこまできめて、同時に中小企業者サイドでも、それに対する入手の円滑になるような組織化等も必要なことだ

ります。これをもう一つ取り上げて、そうしていいものを開発して、単なる個人住宅じゃなくて、相手をもつておる中で、資材不足が中小企業に暗影を投げます。これをもう一つ取り上げて、そうしていいかにあります。そういうものはやはり規制をしなければなります。そのままでは何と公害が発生するといふべきで、速急にできると思うのですけれども、一言これに対する大臣の考え方聞いておきたい。それで終わりたい、このように思つてあります。

**○中曾根国務大臣** いまお示しの点も私が前に申し上げたところであり、かつ太陽熱の利用は私のうちでも実験しております全く同感でございま

す。そういう意味で、日本全国の各家庭で分散して行なえばばく大なエネルギーの節約になります。できるだけ早期に長持ちがして安くして軽いいいものをつくりなさい、そういう指示しておるところであります。

**○松尾委員**

それでは以上で両大臣けっこうであります。

次は、中小企業庁関係であります。いろいろ中

ます最初に、金融引き締め、総需要抑制が実施さ

れておる中で、資材不足が中小企業に暗影を投げます。これをもう一つ取り上げて、そうしていいかにあります。問題は原材料不足、原材料価格の高騰であると指摘しております。金融面では、この原材料の仕入れ資金の増加をはかる以外にない、売り掛け金といふものは回収が遅延になりますと、これは何年もかかるような無公害

エネルギーでなくて、速急にできると思うのですけれども、なかなかそういう面も中小企業自体で早急に行なうべきか、これは早く具体的に着手してもらいたい、私はこう思つて聞いておるわけであります。

**○中曾根国務大臣** いまお示しの点も私が前に申し上げたところであり、かつ太陽熱の利用は私のうちでも実験しております全く同感でございま

す。そういう意味で、日本全国の各家庭で分散して行なえばばく大なエネルギーの節約になります。

できるだけ早期に長持ちがして安くして軽いいいものをつくりなさい、そういう指示しておるところであります。

**○松尾委員** それでは以上で両大臣けっこうであります。

と思います。私どもとしましては、すでにいろいろな物資につきましてそういう配慮を要請してまいりましたし、それなりの問題点もあると存じます。いま御指摘のことによく肝に銘じまして、今後とも原材料のあせんということについては対処してまいりたい。

もう一つ、それに伴う金融上の問題がございました。この点につきましても、そういう事態に備えた金融要請の増加という点がことしは特別にいつもよりもあるわけでございます。それに対しまつても適切な対処をしてまいりたい。政府系三機関の金融を通じて、私どもとしては適切な措置をしてまいりたい、こう考えておる次第でござります。

○松尾委員 少しつきりしなかったのでありますけれども、この緊急融資が三千億円なされるとか、こういものをあらゆる中小企業の資材不足のものに対して準備するというような体制がなくちやいかぬと思うのですね。準備するなら、困つてからとありますけれども、困ることはもうわかつておるわけですから、まず取り上げる、大きな窓口をつくる、そうして中小企業庁が、何としても中小企業を守る立場からその原

材料については原局にきちっと話をつけて、安心した中小企業庁、そこに行けばもう話がつくのだというような根元をつくつておいて、それを各通産局のほうで分けておいて都道府県に及ぼす、それを吸収しては流し、吸収しては流すといふような一つのシステムをつくりませんと、この問題は姿を変え形を変えて、この一年間次々の形で出てくるんじゃないかな。この石油ショックの中、中小企業としての対策はそこに尽きる。思い切って資材のあせんをしていく。このような決心がなくちゃいけない。それについてもう一回はつきりお答え願いたい。

○外山政府委員 いままでも物資ことに努力をしてまいりましたし、それなりの問題点もあると存じます。いま御指摘のことによく肝に銘じまして、今後とも原材料のあせんということにつ

いては、不備を補いながら完ぺきなやり方を物ごとに考えて、そして実行に移すように努力をしてまいりたい、こう考える次第でございます。

○松尾委員 総合的にそれをよく把握していくけるような体制をおつくりなさるよう、ひとつこれは心からすめであります。

それから最後でありますけれども、官公需の問題です。これは非常に各方面で困つておると思うのありますけれども、その一つの例は東京印刷団体協議会であります。加盟が十何社でありますけれども、この官公需の年契約は四月から三月まで一年分される。その一年間に、昨年の四月に契約したもののが、このような物価高でもうどうしようもない、官公需の契約価格よりも原料費がすでに高くなつておる、こういう実態であります。ありますから、価格上昇に伴う契約価格のスライド制を導入してほしい、このような意見であります。これが第一点であります。なかなか問題はあると思ひますけれども、まず、中小企業の零細な人々の立場から、これをどうしていこうかという、中小企業庁の取り上げ方という姿勢になるわけであります。ですが、考え方はいかがでありますか。

○外山政府委員 最近のような値段の変動ということになりますと、受注産業は共通に悩むわけでございまして、御指摘のように印刷は特にそうだと思います。また、中小零細な印刷業者はその問題の苦しみが特に大きいと思ひます。

私どもは中小企業向けに官公需の確保をはかるうと、うなう仕事をしておるわけでございますが、その観点から見ましても、そういう問題点がやはり具体的な需要に応じて解決されるよう、そのためにはやはり何と申しましても契約単価の改定というふうなことが必要ではないだろうかという

損をするということでありますから、損害賠償はだれがするかといえば、中小企業ががんばつて彼らを救っていく、倒産を減らす、その前線に立ちます。相手の官公庁とまず火ふたを切る、このうちなかつこうでなくてはいけないのであります。それで、そのようにやるとおっしゃるかどうかであります。

○外山政府委員 すでに官公需の関係の会議で二度にわたりその辺の要請をしております。その後の実情等にもらみ合わせまして、御指摘のような点についても十分進めてまいりたいと思います。

○松尾委員 これはしっかりと進めていかなくてはなりません。

それから代金の支払いが、その原材料をこちらが買う、府県商に金を払う、こういう関係で、従来は支払い日が百二十日から百五十日の余裕がありました。ところが、それが九十日になつた。最近、これが六十日という、非常に短期に締め上げられております。ですから、昨年十一月、十二月

ごろに九十日の手形を払つたやつがやがて二、三月に払わなくてはいけない、また、最近振り出しあやつが六十日、このようになりますと、この支払いが二、三月にダブルの手形を払つたやつがやがて二、三月に払わなくてはいけない、また、最近振り出しあやつが六十日、このようになりますと、この支

とで、実態としていろいろの面で困つておるですから、これは官公需と関係ありませんけれども、そのもとの商売人から買った代金の決済でありますけれども、そういう関係がある。こういうことをよく頭に入れておかねまして、そうしてこれはどうともできないというならば、このつなぎ資金と申しますか、年度末の資金と申しますか、これをやはり用意していきませんと、思わないところからまた倒産が出てくる。これは一千万円何とかいう計算のできない部門の倒産が続々出る、こ

ういうことにつながつて、年度末の資金の手当で、官公需の担当の部局に対しましてそういうふうなことが必要ではないだろうかという

ことで、官公需の担当の部局に対しましてそういう意味の打ち合わせをし、また要請も従来からしているところでございます。

○松尾委員 要請をしておるのならば、それが効果をあげるようになくては、要するにこういふものははずしていくわけでありますね。現実に

常に問題を逐次明確にしていくようでござります。

いま御指摘の手形支払いサイトの問題がいろいろな変更を生じまして一時期に集中するというふうなことも当然予想されるところでございまして、私どもその辺も含めまして業種ごとの実情と、いうものをよく踏まえまして、そしてそれらの資金手当が円滑にいけるように、いま何とか政府系三機関の資金手当でのワクがふえるような努力を大蔵省との間でしているところでございまして、いまのような事情は十分その際頭に入れておきたいと考える次第でございます。

○松尾委員 終わります。

○武藤(嘉)委員長代理 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十二分散会

